

組合長挨拶

成田市農業協同組合第59回通常総代会の開催にあたり、ご挨拶を申し上げます。

関係者の皆さまには、日頃よりJA事業全般にわたりまして特段のご理解とご協力を賜り、衷心より御礼申し上げます。

さて、昨年度の国内情勢につきましては、5月に新型コロナウイルスが5類に移行したことを契機として、国内経済は回復に向かいました。しかしながら、円安や長引くウクライナ事変等の影響を受けて物価は値上がり相次ぎましたが、賃金の上昇が追いつかず国民生活には厳しい1年でした。農業の現場においても例外ではなく、肥料やエネルギーの価格は高止まりの状態が続き、一方、農産物は生産コストを販売価格に転嫁しきれないことから、生産者にとっても大変な1年でした。

このような中、当JAといたしましては不断の自己改革目標である「農業者の所得増大」に取り組んでまいりました。先ず、米の買取り価格につきましては前年を20%から40%程度上回り、肥料等の高騰対策につきましては、国や県、および市の実施する支援対策の手続きを補助するとともに、農業を対象としたJA成田市独自の助成も行いました。米の集荷実績につきましては主食用米・飼料用米・加工用米を合わせて109,145俵となりましたが、特徴としては非主食用米が51%を占め、フレコン出荷の割合は70%となりました。これらにより、所得向上と労力軽減が図られました。干し芋につきましては77,536パックを販売しましたが、更なる品質向上と販路拡大に向けて検討を継続しています。組合員・利用者・地域住民とのふれあい活動につきましては、完全にはコロナ禍以前に戻りませんが、前年・前々年に比べると充実してまいりました。

持続可能な経営基盤の強化につきましては、経営基盤強化確立プロジェクトで検討を重ね、昨年度は資産管理業務と融資業務の強化に向けた体制変更を実施しました。また、遊休資産の処分につきましては、2月に寺台の旧本所跡地を京成電鉄株式会社に売却しました。

このような状況での令和5年度でしたが、事業利益37百万円、経常利益1億6百万円、当期剰余金3億34百万円を計上することができました。これにより、出資配当と利用高配当、および営農支援積立金の増額を本日提案させていただきます。

令和6年度につきましては、長期間にわたる金融緩和政策の見直しが見込まれており、このことが国内経済に与える影響は計りませんが、ウクライナ情勢を始めとする海外事変や異常気象等を考えると依然として厳しい環境であることが予測されます。

本年は第12次3か年地域農業振興計画の最終年度となりますが、地域営農ビジョンに掲げる5項目の実践に全力で取り組んでまいります。JAの強みは「総合事業」の展開です。事業間の垣根を越えて、役職員一丸となって努力してまいりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。



代表理事組合長
栗原 廣行

提出議案

- 第1号議案 定款の一部変更について (4頁)
- 第2号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について (6頁)
- 第3号議案 信用事業規程の一部変更について (8頁)
- 第4号議案 令和5年度事業報告及び剰余金処分案の承認について (10頁)
※貸借対照表・損益計算書・注記表は、会計監査人の監査において無限定適正意見であり、かつ、監事の監査報告に会計監査人の監査方法または結果を相当でないとする意見がないので報告事項としている。(定款41条第3項)
令和5年度剰余金処分案 (41頁)
(独立監査人の監査報告書) (42頁)
(監査報告書) (45頁)
- 第5号議案 令和6年度事業計画設定について (51頁)
- 第6号議案 令和6年度における理事及び監事の報酬について
- ① 昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和6年度における理事(常勤理事3名、非常勤理事18名)の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲内において理事会に一任する。
- ② 昨年度の支給実績及び事業実績、経済情勢の変化等を考慮して、令和6年度における監事(常勤監事1名、非常勤監事4名)の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。
- 【附帯決議】
- ① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。
- ② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。
- 【報告事項】
1. 貸借対照表、損益計算書、注記表及び附属明細書の報告について (23頁)
2. 「JAバンク基本方針」の変更について (64頁)
- 議決権行使書・委任状 (65頁～67頁)

〔変更理由〕

- ① 「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の文言変更を行った。
- ② 令和5年4月1日に施行された「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（法律第56号）」により農協法が改正されたことに伴い、連合会が農業経営を行う場合の会員である組合における総会決議が不要となったため、所要の手当てを行った。
- ③ 農業経営事業を行う場合、総代会の特別決議が必要であるため所要の手当てを行った。

新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
第1章～第4章（略）	第1章～第4章（略）
第5章 役職員	第5章 役職員
第29条（略） （役員の欠格事由）	第29条（略） （役員の欠格事由）
第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。 （1）～（6）（略） （7） 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>拘禁刑</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。	第30条 次に掲げる者は、役員となることができない。 （1）～（6）（略） （7） 前2号に掲げる者以外の者であって、 <u>禁錮</u> 以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りでない。
第31条～第38条（略）	第31条～第38条（略）
第5章2（略）	第5章2（略）
第6章 総会	第6章 総会
第39条～第46条（略）	第39条～第46条（略）
（総会の特別決議事項）	（総会の特別決議事項）
第47条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。 （1）～（5）（略） <u>（6） この組合の行う農業経営の内容に関すること。</u> <u>（削除）</u> （7）・（8）（略）	第47条 次の事項は、正組合員の半数以上が出席し、その出席者の半数以上が第12条第2項の規定による正組合員である場合において、その出席者の議決権の3分の2以上の多数による決議を必要とする。 （1）～（5）（略） <u>（新設）</u> <u>（6） 農業協同組合連合会が行う農業の経営に対して同意すること。</u> （7）・（8）（略）

新	旧
<p>第47条の2～第51条（略）</p> <p>第7章～第10章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第30条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。</u></p>	<p>第47条の2～第51条（略）</p> <p>第7章～第10章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p><u>（追加）</u></p>

〔変更理由〕

- ① 「刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）」により、懲役及び禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されたことから、「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）」により農協法が改正されたことに伴い、所要の文言変更を行った。
- ② 総代選挙に際し、総代の住所・氏名等を掲示することとしているが、昨今の個人情報保護意識の高まり等をふまえ、住所に代え「選挙区」を掲示することとする変更を行った。

新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

新	旧
<p>（被選挙権を有しない者）</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）前号に掲げる者以外の者であって、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>（候補者）</p> <p>第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推せんすることができない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>選挙区</u>、氏名及び立候補又は被推せんの場合、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>（無効投票）</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>選挙区</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</p> <p>（3）～（6）（略）</p>	<p>（被選挙権を有しない者）</p> <p>第1条 次の各号に掲げる者は、被選挙権を有しない。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（4）前号に掲げる者以外の者であって、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。</p> <p>第2条～第4条（略）</p> <p>（候補者）</p> <p>第5条 正組合員でなければ、総代に立候補し、又は総代の候補者を推せんすることができない。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 この組合は、前2項の規定により、この組合に届け出て総代の候補者となった者（以下「総代の候補者」という。）の<u>住所</u>、氏名及び立候補又は被推せんの場合、選挙期日の前日までに組合の掲示場に掲示し、かつ、選挙の当日投票所に掲示するものとする。</p> <p>5～6（略）</p> <p>第6条～第16条（略）</p> <p>（無効投票）</p> <p>第17条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）被選挙人の氏名のほか、他事を記載したもの（職業、社会的地位、<u>住所</u>又は敬称の類を記入したものを除く。）</p> <p>（3）～（6）（略）</p>

新	旧
<p>第18条 (略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第19条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(就任)</p> <p>第21条 選挙管理者は、第19条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間の満了の日の翌日以後速やかに当選人の<u>選挙区</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第22条～第25条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>1 この定款附属書総代選挙規程の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、第1条の変更は、行政庁の認可を受けた日又は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行日のいずれか遅い日から効力を生ずる。</u></p>	<p>第18条 (略)</p> <p>(当選の通知等)</p> <p>第19条 当選人が定まったときは、選挙管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>(就任)</p> <p>第21条 選挙管理者は、第19条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間の満了の日の翌日以後速やかに当選人の<u>住所</u>及び氏名を組合の掲示場に掲示しなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第22条～第25条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p>(追加)</p>

〔変更理由〕

- ① 組合員・利用者の多様化する資産運用ニーズに応えるため、国債の窓口販売業務を開始するにあたり、信用事業規程の変更が必要となるため。

新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

新	旧
<p>第1 事業の種類 1～7 (略)</p> <p><u>8 国債、地方債若しくは政府保証債（以下「国債等」という。）の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 特定社債等の引受け（売出しの目的をもってするものを除く。）又は当該引受けに係る特定社債等の募集の取扱い</u></p> <p><u>11 短期社債等の取得又は譲渡</u></p> <p><u>12 有価証券の私募の取扱い</u></p> <p><u>13～19 (略)</u></p> <p><u>20 金融等デリバティブ取引</u> 次に掲げる取引（<u>9及び18</u>に掲げる事業に該当するものを除く。） イ～ハ (略)</p> <p><u>21 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u> 次に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理（<u>19</u>に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。） イ～ハ (略)</p> <p><u>22 有価証券関連店頭デリバティブ取引（当該有価証券関連店頭デリバティブ取引に係る有価証券が9に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等以外のものである場合には、差金の授受によって決済されるものに限る。23において同じ。）（6に掲げる事業に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>23 有価証券関連店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p><u>24～26 (略)</u></p> <p><u>27 上記1～26の事業に附帯する次の事業その他の事業</u> (1)～(3) (略)</p> <p><u>28 (略)</u></p>	<p>第1 事業の種類 1～7 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>9～15 (略)</u></p> <p><u>16 金融等デリバティブ取引</u> 次に掲げる取引（<u>8及び14</u>に掲げる事業に該当するものを除く。） イ～ハ (略)</p> <p><u>17 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u> 次に掲げる取引の媒介、取次ぎ又は代理（<u>15</u>に掲げる事業に該当するもの及び主務省令で定めるものを除く。） イ～ハ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>18～20 (略)</u></p> <p><u>21 上記1～20の事業に附帯する次の事業その他の事業</u> (1)～(3) (略)</p> <p><u>22 (略)</u></p>

新	旧
<p><u>29</u> 次に掲げる登録金融機関業務 (1) 国債等に係る金融商品取引法第33条第2項第1号に掲げる行為 (<u>8により行う事を除く</u>) (2)～(3) (略) <u>30～33</u> (略)</p> <p>第2 事業の実施方法 1～2 (略) 3 債務の保証又は手形の引受け (1) 事業の範囲 イ～ハ (略) <u>ニ 外国為替取引に伴って行う債務の保証又は手形の引受け</u> ホ (略) (2)～(3) (略) 4～37 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則 この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生ずる。</u></p> <p>参考 (略)</p>	<p><u>23</u> 次に掲げる登録金融機関業務 (1) 国債等に係る金融商品取引法第33条第2項第1号に掲げる行為 (<u>追加</u>) (2)～(3) (略) <u>24～27</u> (略)</p> <p>第2 事業の実施方法 1～2 (略) 3 債務の保証又は手形の引受け (1) 事業の範囲 イ～ハ (略) <u>(新設)</u> <u>ニ</u> (略) (2)～(3) (略) 4～37 (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>参考 (略)</p>

令和5年度事業報告及び
剰余金処分案の承認について〔 令和5年1月1日から
令和5年12月31日まで 〕

事業報告

1. 組合の事業活動の概況に関する事項

(1) 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容と成果

令和5年度は、第12次3か年地域農業振興計画の第2年度として、持続可能な食料・農業基盤の確立、持続可能な地域・組織・事業基盤の確立、不断の自己改革を支える経営基盤の強化、協同組合としての人づくり、「食」「農」「地域」「JA」にかかる住民理解の醸成を活動の基軸としました。

農業を取り巻く環境は、ウクライナ紛争を始めとする海外事変や極端な円安、更には世界的な人口増加等の影響から資材エネルギー価格は高止まりするも、一方では生産コストを販売価格に転嫁しきれないことから大変厳しい1年でした。

そのような中での事業活動でしたが、米の集荷につきましては主食用米・飼料用米・加工用米を合わせて109,145俵となりました。内訳では、非主食用米が51%を占め所得増大に向けた作付け転換が浸透するとともに、フレコンでの出荷割合が70%となり、労力軽減も図ることができました。また、買取り価格につきましては前年を20%から40%程度上回ることができました。

干し芋につきましては、販路拡大に向けての海外輸出を視野に入れながら検討を重ね販売実績は77,536パックとなりました。

食育などの各種活動につきましては、「芋作り体験教室」「稲作り体験教室」「少年野球大会」「直売所イベント」「農機ふれあい展示会」「農業機械大展示会」などを前年に続いて実施しましたが、5月に新型コロナウイルスが5類に移行したことから、内容についてはコロナ禍以前に戻りつつあります。

継続していました寺台の旧本所跡地の処分につきましては、2月に京成電鉄株式会社への売却が完了しました。

農業者支援としては、行政への要請を行い、肥料高騰化対策支援については国・県・市の施策に対しての補助を行うとともに、農業に対するJA独自の助成を実施しました。また、総代会での承認により「営農支援積立金」を新設しました。

収支状況は、事業利益37百万円、経常利益1億6百万円、当期剰余金3億34百万円を計上しました。また、自己資本比率は12.86%（前年比0.79%増）、不良債権比率は0.258%（前年比0.031%減）です。

主な事業活動と結果については、次のとおりです。

① 信用事業

総貯金は、主に個人定期貯金の減少で期首より6億73百万円減少し、905億25百万円（計画比98.7%）となりました。個人貯金は定期貯金から普通貯金へのシフトや市場金利の上昇で国債や他行商品へ流出したことから期首より2億30百万円減少し、808億61百万円（計画比97.3%）となりました。

貸出金は、住宅関連資金で13億84百万円（前年比94.3%）、農業資金1億53百万円（前年比88.4%）、マイカーローン等小口資金2億42百万円（前年比103.3%）、代替資金5億3百万円を実行しました。新規実行金額は23億90百万円（計画比79.6%）で貸出残高は、248億89百万円（計画比96.8%）となり、期首より4億79百万円（前年比98.1%）減少となりました。

預金残高は、541億89百万円（計画比100.4%）となり、期首より1億12百万円増加しました。

有価証券残高は、102億2百万円（計画比94.5%）となり期首より3億89百万円増加し、貯貸率については26.7%となりました。

② 資産管理事業

全農施主代行方式により戸建住宅、新築そっくりさん等のリフォーム、戸建貸家の契約を行いました。賃貸管理では空き室が出ないよう仲介業者と情報共有し、組合員の収益確保に努めました。資産管理組合の活動は、総会、セミナーを実施しました。事業収入は、29百万円（計画比82.9%）となりました。

③ 共済事業

共済専任外務職員（LA）が中心となり、全戸訪問活動を展開し、『100年3世代にお役立ちするJA共済』の実現に向けて普及活動に取り組みました。

実績として長期共済新契約221億13百万円（前年比112.7%）、年金共済新契約1億7百万円（前年比94.7%）となりました。

長期共済保有高は、2,791億94百万円の計画に対し、2,762億88百万円（計画比98.9%）となり、前年より14億6百万円の減少となりました。年金共済は保有高23億40百万円（計画比98.8%）の実績で、23百万円の増加となりました。

④ 購買事業

【購買】

生産資材等の値上げが続く中、「需要予測」「重点銘柄への集約」「予約購買」に取り組みとともに肥料・農薬の早期仕入れにより適正価格設定に努めましたが、厳しい情勢が続きました。

事業全体の取扱高は5億79百万円となり計画を5百万円（計画比99.0%）下回りましたが、前年に対しては36百万円（前年比106.7%）増加となりました。

【農業機械事業】

農業経営にあった農業機械を展示会、実演会等で提案し、植付収穫時期の繁忙期対策として休日対応を行いました。年間を通して格納点検整備、積極的な修理活動に取り組みました。農作業安全の一環として安全使用講習会を開催、農業機械の公道走行に必要な免許取得の周知に取り組みました。

取扱高は、2億66百万円の計画に対して、2億66百万円（計画比100.0%）役務収入を含めた雑収入は、36百万円の計画に対して、34百万円（計画比94.4%）と未達成で終了しました。

【燃料事業】

酒々井給油所の燃料油・潤滑油・TBAの供給実績は計画を上回りましたが、灯油・重油は暖冬の影響により計画を下回りました。

LPガス実績は85.8%に留まり、ガス器具においてもキャンペーンを実施し推進しましたが計画を下回りました。

燃料事業所全体で、5億24百万円（計画比93.2%）となりました。

⑤ 指導事業

【営農】

施肥・防除指導や情報提供等を含めたTAC活動を展開してまいりました。生産者の所得向上の為、主食用米から加工用米・飼料用米への作付転換を積極的に推進し、集荷総数量の約51%が加工用米・飼料用米となりました。また、ミニトマト「アンジェレ」の普及に取り組みました。食育活動の「みんなの良い食プロジェクト稲作り体験教室・芋作り体験教室」を開催致しました。

【生活】

組合員を対象に、2月に実施した集団健診では59名、10月に実施した人間ドックでは

53名が受診されました。また、家の光・農業新聞の購読者を募り、JA生活教育文化活動を広めるとともに、税務・法律相談を毎月1回実施して組合員への相談業務に取り組みました。JA女性部の活動については、視察研修を行なうことができ、各支部においてもコロナ禍前の行事を再開する事が出来ました。

⑥ 販売事業

【米穀】

集荷目標数量107,000俵に対し109,145俵（計画比102.0%）と過去最大の集荷数量となり、令和5年度米販売取扱高については計画7億31百万円に対し7億46百万円（計画比102.1%）と達成致しました。また、インボイス制度が10月より導入されましたが、令和5年産米については、買取価格に価格差を設けずに対応致しました。

【園芸】

野菜について、基幹品目である甘藷は期間を通じ堅調な販売となりましたが、夏場の高温・干ばつから生育、収穫作業に影響を及ぼし、一部品種に内部障害など品質不良が散見され、出荷量が伸びず販売額・取扱量とも計画を下回りました。また、人参、大根とも依然続く外食産業の需要停滞、また暖冬の影響から厳しい販売環境となり、資材費高騰により収益が見込まれない状況から、特に春夏人参の作付が減少し取扱数量が大きく減少しました。

果実については、各品目とも生育期の高温・干ばつの影響から生育不良、果肉の潤み等不良果が散見され収穫量が減少し、計画数量・金額とも未達成となりました。

結果、野菜・果実の販売実績は計画比78.7%となりました。直売所については、各イベントを積極的に開催し直売所のPR、集客に努め、計画比101.3%となりました。

【加工販売】

園芸課と連携を取りながら地場野菜の調達を図り、大きな自然災害もなく順調に調達する事が出来ました。干し芋の原料としては「クイックスイート」と「紅はるか」を合わせて82.5t調達し製造しました。精米の原料の調達も含めると地場利用率は65.7%となり、前年実績より上乘せする事が出来ました。甘藷の加工向けの泥付販売や成田栗の製菓向け販売、梨の加工向けなど販売の多元化にも取り組みました。干し芋の「甘芋ん」・「甘芋ん+」は、前年同期対比で101.7%（令和4年1月～12月末実績と令和5年1月～12月末実績との対比）と販売実績を積み上げる事が出来ました。全体の販売高は、4億49百万円（計画比86.3%）となりました。

⑦ 福祉事業

通所介護では、広報誌みのりへの継続的な掲載や医療機関等への周知、その他依頼元のケアマネジャー事業所への細かな利用状況の報告を継続して行なったこともあり、利用者数を拡大することができ、5月には稼働率87.8%となりました。12月には季節柄体調不良の方が多くなり、最終的な稼働率は77.4%となりました。収益は65百万円となり、達成率118.0%、前年比は123.2%で終了いたしました。

居宅介護支援では、新規獲得は毎月確保でき、月毎の増減はあるものの、徐々に増加してきています。収益も18百万円と昨年よりも1百万円増加しています。達成率は100.1%、前年比104.7%となりました。

全体でも84百万円で、達成率113.6%、前年比118.8%となりました。

(2) 当該事業年度における事業の経過

一月

- 4日 決算棚卸監事監査（～5日）
みのり監査法人「期末監査Ⅰ」
- 18日 第2回成田市農業再生協議会通常総会
- 20日 税務・法律相談
- 21日 第2回全体役員推薦会議
- 25日 酒々井町農産物等直売組合総会
- 31日 金融委員会、経済委員会、総務委員会、監事会、旧本所土地処分検討委員会、理事会

二月

- 1日 決算監事監査（～2日）
- 3日 京成電鉄(株)との不動産売買契約締結
事業必達大会
- 8日 コンプライアンス全体研修（～9日）
- 17日 第4回JAグループ千葉農業機械スプリングフェア
- 20日 税務・法律相談、JA葬祭安心相談会
- 22日 第21回JA成田市農産物直売所通常総会
- 27日 金融委員会、総務委員会、監事会、旧本所土地処分検討委員会、理事会

三月

- 1日 地区別説明会（～2日）
- 7日 トラクター作業実演会
- 17日 税務・法律相談
- 27日 女性部通常総会
金融委員会、経済委員会、総務委員会
監事会、理事会
- 29日 第58回通常総代会、監事会、理事会

四月

- 5日 食農教材本寄贈（酒々井町）
- 6日 食農教材本寄贈（成田市）
- 17日 新規就農者水稻講習会（19日）
- 20日 税務・法律相談
- 22日 稲作り体験教室（種まき作業）
- 25日 JA葬祭あんしん相談会
金融委員会、監事会、監事と代表理事等との定期的会合、理事会
- 27日 新型コロナウイルス対策本部会議

五月

- 9日 支所業務監事監査（～10日）
- 17日 試験肥料・農薬意見交換会
- 20日 稲作り体験教室（田植え作業）
- 22日 税務・法律相談
- 25日 農薬散布講習会、千葉県常例検査
臨時債権管理委員会、金融委員会、
総務委員会、監事会、理事会
- 29日 新型コロナウイルス対策本部会議



第2回全体役員推薦会議
(1月21日)



第4回JAグループ千葉農業機械
スプリングフェア
(2月17日)



58回通常総代会
(3月29日)



食農教材本寄贈（成田市）
(4月6日)

六月

- 1日 みのり監査法人「期中監査Ⅰ」(～8日)
県検査講評
- 5日 ケアセンター美郷二十周年記念
- 7日 ファッションフェア2023(～9日)
- 8日 農機ふれあい展示会(～9日)
- 9日 新盆展示会(～11日)
- 12日 千葉県中央会業務監査(～14日)
- 15日 宝田農産物直売所イベント
- 20日 税務・法律相談
- 21日 インボイス制度の説明会、JA葬祭安心相談会
- 22日 八生・豊住・中央地区合同水稻部会生育調査
- 25日 宝田直売所あじさい祭り出店
- 27日 酒々井直売所イベント(～28日)
金融委員会、経済委員会、総務委員会、監事会、理事会
- 30日 上半期決算棚卸監事監査(～7月1日)
資産管理組合定期総会



稲作り体験教室(田植え作業)
(5月20日)



インボイス制度の説明会
(6月21日)

七月

- 2日 第14回JA成田市旗杯争奪少年野球大会(開会式)
- 6日 JA成田市青壮年部現地研修会
- 7日 個人情報漏えい等防止に関する研修会
- 10日 女性部と役員との対話集会
- 15日 稲作り体験教室(中間管理作業)
- 16日 第14回JA成田市旗杯争奪少年野球大会(表彰式)
- 20日 税務・法律相談
- 27日 金融委員会、経済委員会、総務委員会、監事会、理事会
- 28日 資産査定監事監査、水田農業研修会
上半期決算監事監査(～31日)



第14回JA成田市旗杯争奪少年野球大会
(表彰式)
(7月16日)

八月

- 1日 地区別説明会(～4日)
- 7日 効率化店舗運営プロジェクト会議
- 8日 園芸部意見交換会
- 17日 令和5年産米初検査、経済委員会
- 21日 税務・法律相談
- 25日 金融委員会、監事会、理事会



令和5年産米初検査
(8月17日)

九月

- 14日 ドローンによる甘藷農薬散布デモンストラーション
- 20日 税務・法律相談
- 27日 金融委員会、総務委員会、監事会、理事会
- 30日 稲作り体験教室(刈取作業)

十月

- 2日 みのり監査法人「期中監査Ⅱ」(～6日)
- 6日 期末総仕上げ運動決起大会、全体役員研修
- 11日 第29回年金友の会ゴルフ大会
- 13日 宝田農産物直売所さつま芋の日イベント
- 19日 JA共済交通遺児育英資金街頭募金運動
第47回農業機械大展示会(～21日)
- 20日 税務・法律相談
- 21日 芋作り体験教室(収穫祭)
- 24日 JAスマイルサポーター・LAコンクール千葉県大会
酒々井農産物等直売所収穫祭(～25日)
- 25日 監事会、監事と代表理事等との定期的会合、
金融委員会、理事会
- 30日 肥料・農業講習会



稲作り体験教室(刈取作業)
(9月30日)

十一月

- 1日 農業者経営課題解決サポート選定会議
事業所等業務監事監査(～2日)
- 6日 成田市へ経営所得安定対策要望書を提出
- 13日 みのり監査法人「期中監査Ⅲ」(～15日)
- 15日 第6回年金友の会パークゴルフ大会
- 18日 青壮年部・女性部が第43回成田市産業まつりに出店(～19日)
- 20日 役員報酬審議会
税務・法律相談
- 26日 酒々井町園芸出荷組合が第45回酒々井ふるさとまつりに出店
- 27日 年金友の会日帰り親睦旅行(茨城県)
- 28日 金融委員会、経済委員会、総務委員会、
監事会、理事会



芋作り体験教室(収穫祭)
(10月21日)

十二月

- 9日 宝田農産物直売所年末イベント
- 11日 青壮年部と役職員の対話集会
- 12日 酒々井農産物等直売所年末イベント(～13日)
- 20日 税務・法律相談
- 25日 金融委員会、総務委員会、監事会、理事会
- 29日 決算棚卸監事監査(～1月5日)



第6回年金友の会パークゴルフ大会
(11月15日)



青壮年部と役職員の対話集会
(12月11日)

(3) 財務・事業実績の推移

(単位：千円)

区 分	項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (当期)
財 務	事 業 利 益	147,579	102,669	69,555	37,314
	経 常 利 益	220,241	182,059	151,389	106,587
	当 期 剰 余 金	96,485	85,343	198,110	334,172
	総 資 産	97,250,148	98,083,282	98,135,533	97,872,582
	純 資 産	5,602,851	5,628,729	5,239,129	5,491,853
信用事業	貯 金	90,046,595	90,542,505	91,199,058	90,525,480
	預 金	54,866,342	54,735,755	54,076,585	54,189,360
	貸 出 金	24,876,354	25,571,185	25,368,734	24,889,451
	有 価 証 券	8,319,330	8,987,860	9,812,440	10,202,330
	国 債	—	—	460,800	843,190
そ の 他	8,319,330	8,987,858	9,351,640	9,359,140	
共済事業	長期共済保有高	286,063,737	283,114,752	277,694,535	276,288,107
	短期共済新契約掛金	303,178	298,728	299,347	295,698
購買事業	購買品供給高 ^(注)	1,295,955	1,276,572	1,328,736	1,357,974
販売事業	受託販売品取扱高	529,795	556,930	522,382	526,571
	買取販売品販売高 ^(注)	1,627,364	1,501,139	1,325,900	1,217,807

(注) 購買品供給高及び販売品販売高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 単体自己資本比率

当組合の単体自己資本比率12.86% (令和5年12月31日現在)

(5) 対処すべき重要な課題

① 地域農業振興と自己改革

第12次3か年地域農業振興計画の最終年度として担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少など地域社会は厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的な事業展開をしております。

具体的には、内部プロジェクトを進めながらより一層のスマート農業を含めた農業者の労力軽減策と関係機関との連携を図り、持続可能な農業振興を進めてまいります。

なお、当事業年度における農業所得の増大に関する事項並びに組合の事業運営等に対する准組合員の意見等に反映及び事業の利用に関する事項については、「自己改革工程表」に記載しております。

② 強固な経営基盤の構築

農業従事者の高齢化と担い手の不足は組織基盤を揺るがし、金融事業をはじめ厳しさを増す事業環境は、経営基盤に大きな影響を与える事が懸念されます。こうした状況の中、スマート農業を活用した次世代対策を進めると共に、働きやすい職場環境の整備と施設整備を図ります。また、内部プロジェクトチームによる強固な経営基盤の構築を図り、自己資本の充実を進めます。

③ コンプライアンス態勢の強化

社会貢献と健全な事業活動が求められる中、コンプライアンス・プログラムの充実はもとより、職員一人ひとりの意識を高めることに加え、部門毎の支所・事業所巡回や内部監査の充実による内部けん制機能の強化を図り、万全な内部統制を構築します。

2. 組合の運営組織の状況に関する事項

(1) 総代会の開催状況

① 通常総代会

令和5年3月29日 午前9時30分開催

総代会日現在総代数		532名
出席総代数	実際に出席した総代	183名
	代理人	0名
	書面	230名
	計	413名
出席准組合員数		0名
重要な議事及び決議事項		
第1号議案	定款の一部変更について	
第2号議案	定款附属書総代選挙規程の一部変更について	
第3号議案	成田市農業協同組合規約の一部変更について	
第4号議案	令和4年度事業報告及び剰余金処分案の承認について ※貸借対照表・損益計算書・注記表は、会計監査人の監査において無限定適正意見であり、かつ、監事の監査報告に会計監査人の監査方法または結果を相当でないとする意見がないので報告事項としている。(定款第41条第3項) 令和4年度剰余金処分案 (独立監査人の監査報告書) (監査報告書)	
第5号議案	令和5年度事業計画設定について	
第6号議案	令和5年度における理事及び監事の報酬について ① 昨年度の支給実績及び事業実績、経済状況の変化等を考慮して、令和5年度における理事（常勤理事3名、非常勤理事18名）の報酬は総額3,619万円とし、各理事の報酬額については、その範囲において理事会に一任する。 ② 昨年度の支給実績及び事業実績、経済状況の変化等を考慮して、令和5年度における監事（常勤監事1名、非常勤監事4名）の報酬は総額1,037万円とし、各監事の報酬額については、その範囲内において監事の協議に一任する。	
第7号議案	退任理事に対する退職慰労金の支給について	
第8号議案	退任監事に対する退職慰労金の支給について	
第9号議案	役員を選任について	
【附帯決議】	① 決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。 ② 事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。	
【報告事項】	1. 貸借対照表・損益計算書・注記表及び附属明細書の報告について 2. 「JAバンク基本方針」の変更について	

(2) 組合員の状況

① 組合員数

(単位：組合、人数)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	3,053	25	120	2,958	△95	
	法人	農事組合法人	1	0	0	1	0
		その他の法人	7	0	0	7	0
	計	3,061	25	120	2,966	△95	
准組合員	個人	4,081	96	121	4,056	△25	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農事組合法人	0	0	0	0	0	
	その他の団体	6	0	0	6	0	
計	4,087	96	121	4,062	△25		
合計		7,148	121	241	7,028	△120	
備考：当期末正組合員戸数		2,764戸					
当期末准組合員戸数		3,634戸					

② 出資口数

(単位：口)

資格区分		前期末	当期増加	当期減少	当期末	増減	
正組合員	個人	665,593	10,814	26,312	650,095	△15,498	
	法人	農事組合法人	1	0	0	1	0
		その他の法人	145	0	0	145	0
		計	665,739	10,814	26,312	650,241	△15,498
准組合員	個人	341,447	8,293	12,640	337,100	△4,347	
	農業協同組合	-	-	-	-	-	
	農事組合法人	0	0	0	0	0	
	その他の団体	3,073	0	0	3,073	0	
	計	344,520	8,293	12,640	340,173	△4,347	
処分未済持分		9,874	7,102	6,208	10,768	894	
合計		1,020,133	26,209	45,160	1,001,182	△18,951	
摘要：(1) 出資1口金額		1,000円					
(2) 当期末払込済出資総額		1,001,182,000円					

(3) 役員の様況

役員の名及び役職等

役職名	氏名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	栗原 廣行	常勤	有	
専務理事	幡谷 公生	常勤	無	金融・共済事業
常務理事	鈴木 良信	常勤	無	経済事業
理事	根本 雅裕	非常勤	無	経済委員
理事	工藤 健樹	非常勤	無	総務委員
理事	高津 和彦	非常勤	無	金融委員
理事	大野 勝也	非常勤	無	総務委員
理事	成毛 幸夫	非常勤	無	金融委員
理事	石井 寿和	非常勤	無	経済委員
理事	居初 正芳	非常勤	無	総務委員
理事	吉岡 優	非常勤	無	金融委員
理事	高梨 誠	非常勤	無	総務委員
理事	瀧澤 隆義	非常勤	無	経済委員
理事	大網 敬雄	非常勤	無	金融委員
理事	秋山 哲弥	非常勤	無	金融委員
理事	鈴木 孝信	非常勤	無	経済委員
理事	岩館 秀明	非常勤	無	総務委員
理事	安原 博	非常勤	無	経済委員
理事	岡野 義広	非常勤	無	金融委員
理事	大見川 美津子	非常勤	無	総務委員
理事	小坂 美恵子	非常勤	無	経済委員
代表・常勤監事	阿波 寄 浩	常勤	無	
監事	竹尾 茂	非常勤	無	
監事	神山 敏夫	非常勤	無	
監事	酒井 康博	非常勤	無	
監事	海老原 清	非常勤	無	(員外)

注. 当組合は当組合の理事及び監事の全員を被保険者とする農協法第35条の8第1項に規定する役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が組合の役員に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。（被保険者は実質的に10%（平均）の保険料を負担しています。）

(4) 会計監査人の状況

当組合の会計監査人は、みのり監査法人であり、業務執行社員は公認会計士 西橋久仁子氏及び公認会計士 高戸満男氏であります。

(5) 職員の状況

職員数の増減

(単位：人)

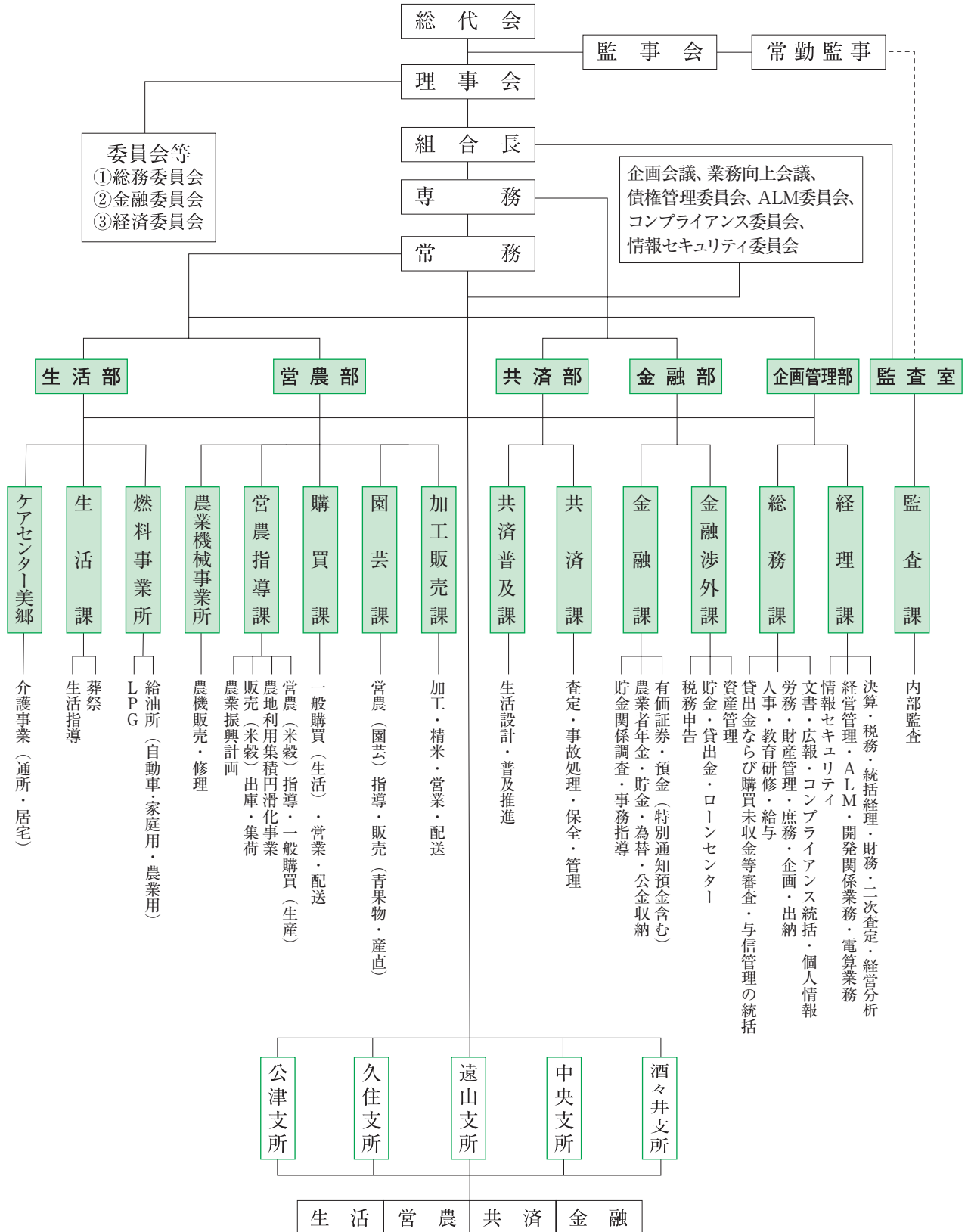
区 分	前年度末	当期度増	当期度減	当 期 末		
				男	女	計
一 般 職 員	131	5	12	75	49	124
営 農 指 導 員	9	1	1	9	－	9
生 活 指 導 員	1	－	－	－	1	1
嘱 託 職 員	28	1	5	11	13	24
合 計	169	7	18	95	63	158

備考：当期末の職員数には期末退職者は含みません

(6) 組織の構成

① 組合の機構

成田市農業協同組合機構図



※審査担当役員は常務理事とする

② 組合員組織

組 織 名	構成員数	組 織 名	構成員数
年 金 友 の 会	4,355名	宝 田 産 直 組 合	57名
青 壯 年 部	22名	酒々井町農産物等直売組合	31名
女 性 部	93名	資 産 管 理 組 合	47名
園 芸 部	46名		

(7) 施設の設置状況

① 組合の施設の状況

種 別	名 称	所 在 地	摘 要
事 務 所	公津支所	成田市宗吾3-470-1	
〃	久住支所	成田市久住中央1-6-1	
〃	遠山支所	成田市小菅1417-1	
〃	中央支所	成田市美郷台3-16-6	
〃	酒々井支所	酒々井町酒々井1670-1	
〃	本 所	成田市美郷台3-16-6	
事務所兼倉庫	経済センター	成田市宝田912-1	
店 舗	宝田直売所	成田市宝田912-1	
〃	酒々井直売所	酒々井町酒々井1677	
〃	農業機械事業所（宝田）	成田市宝田912-1	
〃	農業機械事業所（十余三）	成田市十余三68-45	
〃	農業機械事業所（酒々井）	酒々井町中川104-2	
〃	燃料事業所（給油所・LPG）	酒々井町中川104-2	
加 工 場	園芸センター	成田市十余三68-161	
集 荷 場	〃	成田市十余三68-161	
精 米 工 場	〃	成田市十余三68-161	
農 業 倉 庫	米麦流通合理化施設（自動ラック式低温倉庫）	成田市宝田912-1	
〃	品質向上物流合理化施設（自動ラック式低温倉庫）	成田市赤荻1595-1	
〃	赤荻低温倉庫	成田市赤荻1608-1	
〃	酒々井低温倉庫	酒々井町酒々井1670-1	
介 護	ケアセンター美郷	成田市美郷台1-15-10	

② 信用事業及び共済事業の委託施設の状況

イ 代理業者数の推移

項 目	前期末	当期増加	当期減少	当期末
共済代理店数	11	0	0	11

ロ 当期新規代理業者

	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代理業以外の主要業務
共済代理店数	無し		

事業報告の附属明細書

(1) 役員に対する報酬等の明細

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬等支払額	総会（または総代会）で定められた報酬等限度額
理 事	36,189	36,190
監 事	10,302	10,370
合 計	46,492	46,560

(注1) 当期中の役員退職慰労金の支払額は次のとおりです。

理 事 3,300千円

監 事 5,791千円

計 9,091千円

(2) 役員の兼職等の明細

役職名	区 分		氏 名	兼職先名又は兼事業業名	兼職先での役職名
	常勤・非常勤の別	代表権の有無			
代表理事 組合長	常勤	有	栗原 廣行	千葉県農業協同組合中央会	監 事
代表理事 組合長	常勤	有	栗原 廣行	千葉県厚生農業協同組合 連合会	代表監事
代表理事 組合長	常勤	有	栗原 廣行	全国農業協同組合連合会 千葉県本部	運営委員
代表理事 組合長	常勤	有	栗原 廣行	全国共済農業協同組合連合会 千葉県本部	運営委員
代表理事 組合長	常勤	有	栗原 廣行	JAバンク千葉運営協議会	運営委員

(3) 役員との間の取引の明細

(単位：千円)

役職名	取引内容及び金額		摘要
	取引の種類	取引金額	
理事（9名）	貸出金	当期取引額	貸付実行 9,300
		当期首残高	30,329
		当期末残高	16,255
		当期増減（△）額	△14,073
理事（15名）	購買未収金	当期首残高	600
		当期末残高	1,041
		当期増減（△）額	441
監事（3名）	貸出金	当期取引額	-
		当期首残高	31,198
		当期末残高	-
		当期増減（△）額	△31,198
監事（4名）	購買未収金	当期首残高	17
		当期末残高	76
		当期増減（△）額	58

(注) 役員改選の為、貸出金当期首残高には理事退任者20,641千円、監事退任者31,198千円が含まれております。

令和5年度 貸借対照表

[令和5年12月31日現在]

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1 信用事業資産	90,095,038	1 信用事業負債	91,139,925
(1) 現金	498,351	(1) 貯金	90,525,480
(2) 預金	54,189,360	(2) その他の信用事業負債	614,444
系統預金	54,123,548	未払費用	5,915
系統外預金	65,811	その他の負債	608,528
(3) 有価証券	10,202,330	2 共済事業負債	349,686
国債	843,190	(1) 共済資金	191,567
地方債	201,280	(2) 未経過共済付加収入	158,045
政府保証債	359,120	(3) その他の共済事業負債	72
社債	8,798,740	3 経済事業負債	191,364
(4) 貸出金	24,889,451	(1) 経済事業未払金	171,602
(5) その他の信用事業資産	315,746	(2) 経済受託債務	114
未収収益	286,789	(3) その他の経済事業負債	19,647
その他の資産	28,956	4 設備借入金	102,300
(6) 貸倒引当金	△ 199	5 雑負債	410,107
2 共済事業資産	9,254	(1) 未払法人税等	119,280
(1) その他の共済事業資産	9,254	(2) リース債務	681
3 経済事業資産	910,345	(3) 資産除去債務	17,505
(1) 経済事業未収金	132,094	(4) その他の負債	272,639
(2) 経済受託債権	496	6 諸引当金	51,649
(3) 棚卸資産	758,441	(1) 賞与引当金	12,490
購買品	175,165	(2) 退職給付引当金	26,141
販売品	573,267	(3) 役員退職慰労引当金	13,016
その他の棚卸資産	10,008	7 再評価に係る繰延税金負債	135,696
(4) その他の経済事業資産	19,313	負債の部合計	92,380,728
(5) 貸倒引当金	△ 1	(純資産の部)	
4 雑資産	157,762	1 組合員資本	5,694,109
5 固定資産	1,922,113	(1) 出資金	1,001,182
(1) 有形固定資産	1,915,021	(2) 利益剰余金	4,703,695
建物	2,134,468	利益準備金	2,040,266
機械装置	416,809	その他利益剰余金	2,663,429
土地	838,825	特別積立金	1,181,395
リース資産	10,539	残留農薬事故対策積立金	25,000
建設仮勘定	1,650	経営基盤安定化積立金	300,000
その他の有形固定資産	1,117,132	施設整備積立金	500,000
減価償却累計額	△ 2,604,404	営農支援積立金	50,000
(2) 無形固定資産	7,091	当期末処分剰余金	607,034
その他の無形固定資産	7,091	(うち当期剰余金)	(334,172)
6 外部出資	4,634,211	(3) 処分未済持分	△ 10,768
(1) 外部出資	4,634,211	2 評価・換算差額等	△ 202,256
系統出資	4,536,801	(1) その他有価証券評価差額金	△ 478,792
系統外出資	97,410	(2) 土地再評価差額金	276,536
7 繰延税金資産	143,856	純資産の部合計	5,491,853
資産の部合計	97,872,582	負債及び純資産の部合計	97,872,582

令和5年度損益計算書

令和5年1月1日から令和5年12月31日まで

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
1 事業総利益	1,525,902	(5) 購買事業収益	1,172,968
事業収益	3,682,385	購買品供給高	1,063,658
事業費用	2,156,482	購買手数料	58,449
(1) 信用事業収益	666,576	その他の収益	50,860
資金運用収益	623,733	(6) 購買事業費用	949,789
(うち預金利息)	(273,831)	購買品供給原価	913,214
(うち有価証券利息)	(86,514)	その他の費用	36,575
(うち貸出金利息)	(259,225)	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)
(うちその他受入利息)	(4,163)	購買事業総利益	223,178
役務取引等収益	23,142	(7) 販売事業収益	1,255,270
その事業直接収益	61	販売品販売高	1,172,587
その他経常収益	19,638	販売手数料	15,224
(2) 信用事業費用	73,599	検査手数料	5,305
資金調達費用	6,682	その他の収益	62,152
(うち貯金利息)	(3,347)	(8) 販売事業費用	1,051,330
(うち給付補填備金繰入)	(22)	販売品販売原価	934,760
(うちその他支払利息)	(3,311)	その他の費用	116,570
役務取引等費用	6,498	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)
その他経常費用	60,419	販売事業総利益	203,939
(うち貸倒引当金繰入額)	(1)	(9) 保管事業収益	4,987
信用事業総利益	592,976	(10) 保管事業費用	4,284
(3) 共済事業収益	453,944	保管事業総利益	702
共済付加収入	420,516		
その他の収益	33,428		
(4) 共済事業費用	21,898		
共済推進費	16,388		
共済保全費	1,465		
その他の費用	4,044		
共済事業総利益	432,045		

科 目	金 額
(1) 宅地等供給事業収益	29,034
(2) 宅地等供給事業費用	6,112
宅地等供給事業総利益	22,921
(13) 福祉事業収益	84,573
(14) 福祉事業費用	25,055
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)
福祉事業総利益	59,517
(15) その他事業収益	15,819
(16) その他事業費用	2,120
その他事業総利益	13,699
(17) 指導事業収入	2,088
(18) 指導事業支出	25,168
指導事業収支差額	△23,079
2 事業管理費	1,488,588
(1) 人件費	1,043,323
(2) 業務費	136,336
(3) 諸税負担金	59,997
(4) 施設費	248,907
(5) その他事業管理費	24
事業利益	37,314
3 事業外収益	77,548
(1) 受取雑利息	542
(2) 受取出資配当金	66,320
(3) 貸貸料	1,740
(4) 雑収入	8,945
4 事業外費用	8,274
(1) 支払雑利息	529
(2) 寄付金	125
(3) 雑損失	7,619
経常利益	106,587

科 目	金 額
5 特別利益	436,515
(1) 固定資産処分益	436,515
6 特別損失	89,174
(1) 固定資産処分損	315
(2) 減損損失	88,859
税引前当期利益	453,929
法人税、住民税及び事業税	132,822
法人税等調整額	△13,065
法人税等合計	119,757
当期剰余金	334,172
当期首繰越剰余金	213,871
土地再評価差額金取崩額	58,990
当期未処分剰余金	607,034

注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

- ①時価のあるもの : 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ②市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- 購買品……………移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- 販売品……………個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸出金の過去の一定期間の貸倒実績に基づき損失率を求めて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退任給与引当金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5. 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合の利用者との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

(1) 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引渡し時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

(2) 販売事業

買取販売は組合員が生産した農産物を当組合が買い取って取引先等に販売する事業、受託販売は組合員が生産した農産物を当組合が集荷して共同で取引先等に販売する事業、加工販売は組合員が生産した農産物を原料に加工品を製造して取引先等に販売する事業です。いずれも当組合は取引先等との契約に基づき販売品を引き渡す義務を負っています。この取引先等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

(3) 保管事業

組合員が生産した米等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は販売先等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この販売先等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足する事から、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(4) 宅地等供給事業

組合員の依頼に基づく宅地等の売上の仲介サービス及び賃貸物件等の管理業務であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。仲介サービスにおいては、この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡

しが完了した時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。また、賃貸物件等の管理業務においては、この利用者等に対する履行義務は、契約期間にわたって充足する事から、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

(5) 福祉事業

組合員や地域住民の在宅高齢者を対象にしたデイサービス・ケアプラン作成等の介護保険事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

(6) その他の事業（葬祭事業）

組合員や地域住民の葬儀や祭事の執行を請け負う事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足する事から、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。

II 会計方法の変更に関する注記

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の8月25日から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 143,856千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、令和5年12月に作成した5カ年計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 88,859千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

また、遊休資産及び賃貸資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額と帳簿価額を比較することにより、当該資産の減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損損失の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、令和5年12月に作成した5カ年計画を基礎として算出しており、5カ年計画以降の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV 貸借対照表に関する注記

1. 資産から直接控除した引当金

雑資産から控除されている貸倒引当金の額 0千円

2. 有形固定資産圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は1,246,083千円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物 647,177千円、機械装置 564,074千円、その他の有形固定資産 34,830千円

3. 担保に供している資産

定期預金のうち4,500,000千円を為替決済の担保に供しています。

4. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

- (1) 理事及び監事に対する金銭債権の総額 17,374千円
- (2) 理事及び監事に対する金銭債務の総額 -千円

5. 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額はありません。危険債権額は64,116千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権額とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は64,116千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

① 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額にかかる税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

●再評価を行った年月日 平成11年12月31日

●再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 305,504千円

●同法律第3条3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額（路線価）に合理的な調整を行って算出しました。

尚、路線価による算出が不可能なものについては、土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V 損益計算書に関する注記

1. 減損損失を認識した資産又は資産グループの内容等

(1) 資産グループの内容

当組合では、投資の意志決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、各支所、燃料事業所（NACS酒々井、LPガス）、遊休資産、及び賃貸固定資産については各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

経済センター、農業機械事業所、園芸センター、およびケアセンター美郷については、「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」として相互扶助の理念に基づいた組合員の営農関連施設であり、それ自体でのキャッシュ・フローによる投資額の回収を意図したものでないことから共用資産として位置づけ、これらを各支所が共有する、大きなグルーピングの単位としています。

本所については、JA全体の本所管理機能を有する施設であり、組合全体の共用資産と位置づけています。

(2) 減損損失を認識した資産の用途、種類、場所、経緯などの概要

用途	資産	種類	場所	減損損失額 (千円)	経緯	回収可能価額の算出方法
事業用資産	燃料事業所	建物	印旛郡酒々井町 中川字埜津 104-2	5,587	事業活動から生じる損益が2期連続で赤字のため、減損の兆候に該当します。帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。	正味売却価額を採用しており、その時価は路線価を調整した価額から建物等の撤去費用を控除した価額に基づき算出しております。
		その他の有形固定資産		11,318		
		土地		58,540		
遊休資産	農業倉庫用地外4筆	土地	成田市長沼字前池2847-2外4筆	13,252	遊休の状態であるため減損の兆候に該当します。当該資産は早期処分対象であることから正味売却価額で評価しましたが、帳簿価額を下回るため、その差額を減損損失として認識しました。	固定資産税評価額に倍率を乗じて調整した価額から建物等の撤去費用を控除した価額に基づき算出しております。
		建物他有形固定資産	成田市長沼字前池2847-2	160		
合計				88,859		

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を農林中央金庫へ預けているほか、地方債などの債券による運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、8.8%はサービス業等に対するものであり、当該業種をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所の企画管理部内に審査業務体制を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価マニュアルなど厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変動が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.89%上昇したものと想定した場合には、経済価値が753,914千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスクの変数が一定の場合を前提としており、金利とそ

他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
預金	54,189,360	54,179,076	△10,283
有価証券 その他有価証券	10,202,330	10,202,330	-
貸出金	24,889,451		
貸倒引当金（*1）	△199		
貸倒引当金控除後	24,889,251	25,084,143	194,892
資産計	89,280,941	89,465,550	184,609
貯金	90,525,480	90,469,568	△55,912
負債計	90,525,480	90,469,568	△55,912

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap。以下「OIS」と言う。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利

用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額
外部出資	4,634,211
合計	4,634,211

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	54,189,360	-	-	-	-	-
有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	200,000	300,000	200,000	400,000	500,000	9,200,000
貸出金(*1)	2,015,946	1,753,039	1,722,806	1,465,057	1,397,329	16,535,271
合計	56,405,307	2,053,039	1,922,806	1,865,057	1,897,329	25,735,271

(*1) 貸出金のうち、当座貸越79,907千円については「1年以内」に含めています。

(5) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(*1)	76,677,273	7,960,468	5,609,044	114,055	152,916	11,722
設備借入金	34,100	34,100	34,100	-	-	-
合計	76,711,373	7,994,568	5,643,144	114,055	152,916	11,722

(*1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅶ 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、「外部出資」中の株式が含まれています。

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	地方債	201,280	200,000
	社債	2,110,740	2,100,641
	小計	2,312,020	2,300,641
合計			11,378
種類	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額(*)
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国債	843,190	888,399
	政府保証債	359,120	400,000
	社債	6,688,000	7,202,674
	小計	7,890,310	8,491,073
合計	10,202,330	10,791,714	△589,384

(*) なお、上記の評価差額から繰延税金資産110,592千円を加えた額△478,792千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています

Ⅷ 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る事項

1. 採用している退職給付制度

従業員の退職給付にあてるため、退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため、全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付型年金制度及び一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

2. 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	52,011千円
退職給付費用	61,642千円
退職給付の支払額	△35,252千円
特定退職金制度への拠出金	△31,966千円
確定給付企業年金制度への拠出金	△20,293千円
期末における退職給付引当金	26,141千円

3. 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	911,393千円
特定退職金共済制度	△352,952千円
確定給付企業年金制度	△532,299千円
未積立退職給付債務	26,141千円
退職給付引当金	26,141千円

4. 退職給付に関連する損益

勤務費用	61,642千円
出向負担金受入	△370千円
退職給付費用	61,271千円

(注) 上記費用に含まれている特定退職共済制度への拠出金31,966千円は「福利厚生費」で処理しています。

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）がおこなう特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金13,462千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和5年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は122,297千円となっています。

Ⅷ 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	3,454千円
未払費用否認額	559千円
退職給付引当金	7,230千円
役員退職慰労引当金	3,600千円
減価償却超過額	22,927千円
未払事業税	8,069千円
資産除去債務	4,841千円
減損損失（土地）	5,533千円
その他有価証券評価差額金	163,023千円
その他	5,485千円
繰延税金資産 小計	224,727千円
評価性引当額	△80,488千円
繰延税金資産 合計(A)	144,238千円

繰延税金負債

固定資産（資産除去債務対応）	△382千円
繰延税金負債 合計(B)	△382千円

繰延税金資産の純額 (A) + (B) 143,856千円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金算入されない項目	0.42%
受取配当金等永久に益金算入されない項目	△2.02%
事業分量配当	△1.26%
住民税等均等割額	0.59%
評価性引当額の増減	1.14%
その他	△0.16%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.38%

X 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

XI その他の注記

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

当組合の一部の倉庫等に使用されている有害物質を除去する義務に関し資産除去債務を計上しています。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

資産除去債務の見積りにあたり、支出までの見込期間は1年～23年、割引率は0.5%～2.0%を採用しています。

3. 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	10,562千円
見積りの変更による増加額	6,870千円
時の経過による調整額	72千円
期末残高	17,505千円

2. 貸借対照表上に計上している以外の資産除去債務

当組合は、公津支所雨水排水パイプ使用、経済センター駐車場、園芸センター施設用地等に関して、不動産賃貸契約に基づき、退却時における原状回復にかかる義務を有していますが、当該駐車場、施設用地は当組合が事業を継続する上で必須の施設であり、現時点で除去は想定していません。また、移転が行われる予定もないことから、資産除去債務の履行時期を合理的に見積もることができません。そのため、当該義務に見合う資産除去債務を計上していません。

附属明細書

(令和5年1月1日から令和5年12月31日まで)

貸借対照表等の附属明細書

(1) 組合員資本の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
出 資 金	1,020,133	26,209	45,160	1,001,182
利 益 剰 余 金	4,320,629	567,228	184,162	4,703,695
利 益 準 備 金	2,036,200	4,065	—	2,040,266
そ の 他 利 益 剰 余 金	2,284,429	563,162	184,162	2,663,429
特 別 積 立 金	1,181,395	—	—	1,181,395
残留農業事故対策積立金	25,000	—	—	25,000
経営基盤安定化積立金	300,000	—	—	300,000
施設整備積立金	380,000	120,000	—	500,000
営農支援積立金	—	50,000	—	50,000
当期末処分剰余金	398,033	393,162	184,162	607,034
処 分 未 済 持 分	△ 9,874	△ 7,102	△ 6,208	△ 10,768
合 計	5,330,888	586,335	223,114	5,694,109

(2) 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

種 類	当 期 首 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高	当 期 償 却 額	減 価 償 却 累 計 額	償 却 率	
有 形 固 定 資 産	建 物	2,126,080	14,135	5,747 (5,747)	2,134,468	50,242	1,279,614	59.95%
	機 械 装 置	419,020	—	2,210 (1,330)	416,809	13,687	358,152	85.93%
	土 地	1,047,152	—	208,326 (71,792)	838,825			
	リ ー ス 資 産	10,539	—	—	10,539	1,347	9,789	92.89%
	建 設 仮 勘 定	—	1,650	—	1,650			
	その他の有形固定資産	1,128,022	18,769	29,659 (9,987)	1,117,132	35,875	956,847	85.65%
計	4,730,816	34,554	245,944 (88,859)	4,519,426	101,153	2,604,404		
無 形 固 定 資 産	その他の無形固定資産	10,478	296	3,683	7,091	3,683		
	計	10,478	296	3,683	7,091	3,683		
合 計	4,741,295	34,851	249,628 (88,859)	4,526,517	104,836			

注1 当期減少額の括弧内の金額は当年度の減損損失の金額です。また、「当期末残高」欄は、減損損失控除後の金額です。

注2 土地の当期減少額の主な要因は、旧日本所土地の売却によるものです。

(3) 外部出資の明細

(単位：千円)

出 資 先		当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
系 統 出 資	千葉県厚生農業協同組合 連 合 会	370	-	-	370
	農 林 中 央 金 庫 (うち後配出資)	3,866,101 (3,755,000)	- (-)	- (-)	3,866,101 (3,755,000)
	全国農業協同組合連合会	76,900	-	-	76,900
	全国共済農業協同組合 連 合 会	592,200	-	-	592,200
	千葉県酪農農業協同組合連合会	1,230	-	-	1,230
	計	4,536,801	-	-	4,536,801
系 統 外 出 資	(株) 農 協 観 光	0	-	-	0
	(株) 日 本 農 業 新 聞	50	-	-	50
	(株) ジェイエイライフ	1,000	-	-	1,000
	(株)千葉県JA情報センター	34,500	-	-	34,500
	千 葉 県 農 業 会 信 用 基 金 協 会	61,860	-	-	61,860
	計	97,410	-	-	97,410
合 計		4,634,211	-	-	4,634,211

(4) 引当金等の明細

(単位：千円)

種 類	当期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
貸 倒 引 当 金	200	201	-	200	201
一 般 貸 倒 引 当 金	200	201	-	200	201
うち信用事業	198	199	-	198	199
うち購買事業	1	0	-	1	0
うち販売事業	0	0	-	0	0
うちその他事業	0	0	-	0	0
うち事業外	0	0	-	0	0
個 別 貸 倒 引 当 金	-	-	-	-	-
うち信用事業	-	-	-	-	-
うち購買事業	-	-	-	-	-
賞 与 引 当 金	13,003	12,490	13,003	-	12,490
退 職 給 付 引 当 金	52,011	29,706	55,576	-	26,141
役員退職慰労引当金	18,233	3,547	8,764	-	13,016
合 計	83,449	45,945	77,344	200	51,850

(注) 一般貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率等による洗替額です。

(5) 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債権の明細
子会社等はありません。

(6) 事業管理費の明細

(単位：千円)

損益計算書科目	内 訳 科 目	金 額
人 件 費	役員報酬	46,492
	給料手当	766,246
	(うち賞与引当金繰入額)	(12,490)
	福利厚生費	197,374
	退職給付費用	29,335
	役員退職慰労金	327
	役員退職慰労引当金繰入額	3,547
	計	1,043,323
業 務 費	会議費	4,782
	接待交際費	1,331
	宣伝広告費	1,741
	通信費	17,072
	印刷・消耗品費	16,933
	図書・研修費	6,505
	業務委託費	85,225
	旅費	2,744
計	136,336	
諸 税 負 担 金	租税公課	33,879
	支払賦課金	9,731
	分担金	16,386
計	59,997	
施 設 費	減価償却費	104,836
	保守修繕費	20,215
	保険料	13,542
	水道光熱費	36,235
	賃借料	10,590
	消耗備品費	3,716
	車両費	420
	施設管理費	59,349
計	248,907	
その他事業管理費		24
合 計		1,488,588

令和5年度剰余金処分案

(単位：円)

1. 当期末処分剰余金	607,034,269
2. 剰余金処分額	
(1) 営農支援積立金	50,000,000
(2) 出資配当金	9,899,437
(3) 事業分量配当金	20,754,934
3. 次期繰越剰余金	526,379,898

- (注) 1. 出資配当は年1.0%の割合である。
 ただし、年度内の増資及び新規加入については日割計算とする。
2. 事業の利用分量に対する配当の基準は、燃料油（農業用の灯油・軽油・重油）、生産資材（飼料・肥料・農薬・生産資材）、及び農業機械（大農機具）の購買品供給高合計が1万円以上に対して年3.0%の割合とする。
3. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は別表のとおりである。
4. 次期繰越剰余金には、営農指導・生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額20,000千円が含まれている。

<別表>

(単位：円)

種 類	積 立 目 的	積立目標額	積立基準	取崩基準	残高 (令和5年 12月31日現在)
残留農業事故対策積立金	残留農業事故発生に備える	25,000,000	目標額まで	事故発生年	25,000,000
経営基盤安定化積立金	組合の資産や信用リスクなどの支出及びその他重大な臨時損失の発生に備え組合経営基盤の安定を図る	300,000,000	目標額まで	発生年	300,000,000
施設整備積立金	施設の取得、改修、解体などに充てるため	500,000,000	目標額まで	発生年	500,000,000
営農支援積立金	様々なリスクによって影響を受けた農業経営の支援をするため	変更前 50,000,000 変更後 <u>100,000,000</u>	目標額まで	費用支出年	50,000,000

監査報告書

謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年2月27日

成田市農業協同組合
理事会 御中

みのり監査法人
東京都港区
指定社員 公認会計士 西橋久仁子
業務執行社員
指定社員 公認会計士 高戸満男
業務執行社員

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、成田市農業協同組合の令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第59期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類等、すなわち貸借対照表、損益計算書及び注記表並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、組合から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書、部門別損益計算書並びに事業別の明細である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等の監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との

間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続組合の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続組合に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続組合を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象

又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、組合は継続組合として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、農業協同組合法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、農業協同組合法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき、成田市農業協同組合の令和 5 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの第 59 期事業年度の剰余金処分案（剰余金処分案に対する注記を含む。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令又は定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令又は定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令又は定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

組合と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監事は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までの第59期事業年度の理事の職務の執行を監査しました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、当組合の監事監査規程に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門、職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①理事会その他重要な会議に出席し、理事及びその他の職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本所・支所、事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（農協法施行規則第151条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、注記表及び剰余金処分案）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、組合の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

みのり監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和 6年 2月 27日

成田市農業協同組合

代表 監 事
及び常勤監事

阿波寄 浩 

監 事

竹尾 茂 

監 事

神山 敏夫 

監 事

酒井 康博 

監 事

海老原 清 

(注) 監事海老原清は農協法第30条第14項に定める員外監事です。

部門別損益計算書

(単位：千円)

区 分	合 計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	3,682,385	666,576	453,944	1,905,534	654,241	2,088	
事業費用②	2,156,482	73,599	21,898	1,545,697	490,118	25,168	
事業総利益③ (① - ②)	1,525,902	592,976	432,045	359,836	164,123	△ 23,079	
事業管理費④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	1,488,588 (104,836) (1,043,323)	476,040 (17,054) (308,655)	316,434 (11,768) (244,450)	449,762 (61,058) (298,917)	152,661 (13,136) (106,580)	93,689 (1,819) (84,719)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		166,746 (13,542) (92,714)	134,210 (10,899) (74,624)	73,205 (5,945) (40,704)	20,334 (1,651) (11,306)	12,200 (990) (6,784)	△406,699 (△33,029) (△226,133)
事業利益⑧ (③ - ④)	37,314	116,935	115,610	△ 89,925	11,462	△116,769	
事業外収益⑨	77,548	30,582	24,613	15,021	4,914	2,416	
※うち共通部分⑩		30,580	24,613	13,425	3,729	2,237	△74,587
事業外費用⑪	8,274	3,372	2,714	1,489	451	246	
※うち共通部分⑫		3,372	2,714	1,480	411	246	△8,225
経常利益⑬ (⑧+⑨-⑪)	106,587	144,146	137,510	△76,394	15,925	△114,600	
特別利益⑭	436,515	178,971	144,050	78,572	21,825	13,095	
※うち共通部分⑮		178,971	144,050	78,572	21,825	13,095	△436,515
特別損失⑯	89,174	36,561	29,427	16,051	4,458	2,675	
※うち共通部分⑰		36,561	29,427	16,051	4,458	2,675	△89,174
税引前当期利益⑱ (⑬ + ⑭ - ⑯)	453,929	286,555	252,132	△13,872	33,292	△104,179	
営農指導事業分配賦額⑲		32,295	11,459	52,089	8,334	△104,179	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益⑳ (⑱ - ⑲)	453,929	254,260	240,673	△ 65,962	24,958		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

1. 共通管理費及び営農事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費

$$\frac{\text{業務人数の割合} + \text{事業損益の割合}}{2}$$

(2) 営農指導事業

営農指導による各事業の影響度合いを配賦割合とした。

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	41	33	18	5	3	100
営農指導事業	31	11	50	8		100

事業別の明細

1. 信用事業

① 貯金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
当 座 性 貯 金	46,144,574
定 期 貯 金	43,969,709
定 期 積 金	411,196
合 計	90,525,480

② 貸出金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
手 形 貸 付 金	16,370
証 書 貸 付 金	24,042,173
当 座 貸 越	79,907
金 融 機 関 貸 付	751,000
合 計	24,889,451

③ 預金

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
系 統 預 金	54,123,548
系 統 外 預 金	65,811
合 計	54,189,360

④ 有価証券

(単位：千円)

種 類	当 期 末 残 高
国 債	843,190
地 方 債	201,280
政 府 保 証 債	359,120
金 融 債	-
社 債	8,798,740
受 益 証 券	-
合 計	10,202,330

2. 共済事業

① 長期共済保有高

(単位：件、千円)

種 類	件 数	当期末保有高
生 命 系	終 身 共 済	46,741,841
	定 期 生 命 共 済	1,428,500
	養 老 生 命 共 済	16,839,729
	う ち こ ど も 共 済	9,229,800
	医 療 共 済	19,143,600
	が ん 共 済	91,500
	定 期 医 療 共 済	1,199,400
	介 護 共 済	1,941,473
	認 知 症 共 済	-
	生 活 障 害 共 済	-
	特 定 重 度 疾 病 共 済	-
	年 金 共 済	92,000
建 物 系	建 物 更 生 共 済	188,810,063
合 計	29,823	276,288,107

(注) 金額は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済・定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む。)、介護共済は一時払い契約の死亡給付、年金共済は付加された定期特約金額)を記載しています。

② 医療系共済の共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	当期末保有高
医 療 共 済	4,246	15,966 226,867
が ん 共 済	1,541	10,363
定 期 医 療 共 済	330	1,662
合 計	6,117	27,991 226,867

(注) 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額を記載しています。

③ 介護系その他の共済の共済金額保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	当期末保有高
介 護 共 済	742	2,649,720
認 知 症 共 済	67	139,000
生活障害共済(一時金型)	83	581,700
生活障害共済(定期年金型)	79	94,400
特 定 重 度 疾 病 共 済	402	620,000

(注) 介護共済の金額は介護共済金額、認知症共済の金額は認知症共済金額、生活障害共済の金額は生活障害共済金額または生活障害年金年額、特定重度疾病共済の金額は特定重度疾病共済金額を記載しています。

④ 年金共済の年金保有高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	当期末保有高
年 金 開 始 前	2,492	1,807,243
年 金 開 始 後	791	533,070
合 計	3,283	2,340,313

(注) 金額は年金年額(利率変動型年金にあっては最低保証年金額)を記載しています。

⑤ 短期共済新契約高 (単位：件、千円)

種 類	件 数	金 額	掛 金
火 災 共 済	272	3,484,870	3,180
自 動 車 共 済	5,616		260,850
傷 害 共 済	2,704	10,566,500	1,087
団 体 定 期 生 命 共 済	-	-	-
定 額 定 期 生 命 共 済	-	-	-
賠 償 責 任 共 済	104		326
自 賠 責 共 済	1,775		30,253
合 計	10,471		295,698

(注) 金額は保障金額を記載しています。

3. 購買事業

買取購買品

(単位：千円)

品 目		当 期 供 給 高	
生産資材	肥 料	228,036	
	農 薬	161,050	
	飼 料	5,894	
	農 業 機 械	256,022	
	自 動 車(除く二輪)	16,037	
	燃 料	424,813	
	そ の 他	97,842	
小 計		1,189,698	
生活物資	食 品	米	1,154
		そ の 他 食 品	16,717
	L P ガ ス	81,312	
	そ の 他	69,091	
	小 計	168,276	
合 計		1,357,974	

(注) 当期供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業

① 受託販売品

(単位：千円)

品 目		当 期 取 扱 高
米		8,794
麦		117
豆 ・ 雑 穀		4,087
野 菜		368,259
果 実		94,077
産 直		51,234
合 計		526,571

② 買取販売品

(単位：千円)

種 類		当 期 販 売 高
米		692,687
産 直		30,623
加 工 販 売		449,276
合 計		1,172,587

5. 保管事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収 益	保 管 料	4,987
	計	4,987
費 用	労 務 費	1,920
	保 全 管 理 費	919
	車 両 ・ 燃 料	1,111
	そ の 他 費 用	333
	計	4,284
差 引		702

6. 宅地等供給事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収	供 給 手 数 料	8,954
	アパート入居斡旋料	5,647
	アパート管理手数料	10,856
益	雑 収 入	3,575
	計	29,034
費	アパート入居斡旋料	2,223
	アパート管理費用	692
	そ の 他 の 費 用	3,197
	計	6,112
差 引		22,921

7. 福祉事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末	
収	福祉収益	福 祉 受 託 料	1,720
		高齢者生活支援事業収益	36
		福 祉 雑 収 入	953
	計	2,709	
益	介護保険 事業収益	訪 問 介 護 収 益	-
		通 所 介 護 収 益	65,752
		居 宅 介 護 支 援 収 益	16,110
	計	81,863	
計		84,573	
費	福祉費用	労 務 費	19,448
		材 料 費	2,509
		車 両 ・ 燃 料 費	1,377
	そ の 他	1,719	
計		25,055	
差 引		59,517	

8. 指導事業

(単位：千円)

科 目		当 年 度 末
収	実 費 収 入	1,299
		指 導 補 助 金
	計	2,088
費	営 農 改 善 費	2,202
	組 織 強 化 費	7,855
	農 政 対 策 費	2,932
	教 育 情 報 費	8,200
	生 活 改 善 費	2,764
	業 務 相 談 費	609
	そ の 他 費 用	603
計	25,168	
差 引		△23,079

基本方針

本年は、農政の憲法と言われる食糧・農業・農村基本法の改正や第30回JA全国大会が開催されるなどJAグループにとって節目の年となると考えられます。また、近年の世界情勢は不安定さを増すばかりであり、国内の生産現場は資源高や円安の影響を受け生産資材価格が高止まりし、農家経営は厳しさを増しております。こうした中、消費者の皆様には食料を安定供給するためJAグループが提唱する「国消国産」を進める必要があります。

当組合の事業運営は第12次3か年地域農業振興計画の「持続可能な食料・農業基盤の確立」の他、4項目を基軸に農業振興を進めてまいります。具体的にはJAの強みである総合事業を生かした部門間連携と連合会や行政など関係機関との連携を一層強化し、適切な情報提供ときめ細かな組合員対応を図り、「農業者所得の増大」に取り組みます。また、日々変化する金融情勢は事業利益に大きな影響を与え、組合員数は正准共に減少傾向にあり、基盤の弱体化が懸念されます。定期的な検討会に加え内部プロジェクトを継続的に進め、短期的には事業目標の達成、中長期的には持続可能な経営基盤の構築を図ります。更なる成長戦略と施設整備や職場環境の整備を進めながら効率化戦略を確実に実施してまいります。

さらに、コンプライアンス・プログラムの着実な実践により、コンプライアンスの徹底と不祥事再発防止を全役職員一体となって取り組み、社会的信頼を高めてまいります。

本年度も地域に密着した事業に取り組んでまいりますので、組合員の皆様の格別なるご理解とご支援をお願い申し上げます。

協同の力で農業と地域を豊かに
地域に密着した事業活動
愛され、親しまれ、信頼されるJA

指 導 事 業

基本方針

JA成田市管内の農業は、高齢化と後継者不足に加え、離農等による耕作放棄地の増加が問題となっております。第12次3か年地域農業振興計画の最終年度となりますが計画達成に向けて取り組みます。また、関係機関と一体となり組合員の所得向上と経営安定に取り組めます。

(単位：千円)

	項目	実 施 内 容	事業費支出計画	
			前年実績	本年計画
事業計画	営農改善	組合員の所得向上を目指し、安全で安心な農産物の生産と販売体制を確立し、農業経営の安定に努めます。(公財)成田市農業センターと連携し、農地の利用集積・流動化を進めます。担い手の育成・営農指導等、組合員への提案活動に取り組みます。	2,202	2,750
	生活文化	組合員、利用者の健康増進のため、生活習慣病を中心とした各種疾病の予防・早期発見に向けて、自らが「自分の健康は自分で守る」意識の高揚を図ることを目的に、集団健康診断・巡回人間ドックの受診を促進します。また、高齢者介護について、一人ひとりの多様なニーズや住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。さらに、地場産の大豆を利用した無添加のこだわり味噌を女性部と連携して醸造し、地域へ提供して参ります。さらに文化活動の一環として家の光普及推進に取り組みます。	2,764	2,550
	組織強化	支部組織、生産組織、青壮年部、女性部とJA事業との結びつきの充実強化を図り、後継者対策に取り組みます。	7,855	10,241
	農政対策	地域農業振興や新たな米政策への取り組みと、系統組織の行う農政活動に積極的に参加します。また行政及び関係機関との連携を強化し、地域の発展に努めるとともに食育・米消費拡大運動へ取り組みます。	2,932	2,703
	教育情報	広報誌(みのり)を毎月発行し、地域内農業の動向・農政活動の情報を提供し、組合員との意思疎通に努め、JAの正しい理解を深めるほか、ホームページの活用による情報開示に取り組みます。	8,200	9,790
	都市化対策・相談業務	市街化農地所有の組合員に対する税務、相続等の相談業務の実施、土地利用に関する情報の提供により有効な資産運用に取り組みます。	609	600
		そ の 他	603	630
	合 計		25,168	29,264

販 売 事 業

1. 米 穀

基本方針

インボイス制度導入後2年目となります。買取価格差を含め、価格設定に際しては特に市場動向を注視しながら進めて参ります。又、JA系統機関と連携し有利販売を行い、生産者の所得向上に取り組めます。

重点実施事項

- ①契約米（主食用米）、加工用米、飼料用米を含め集荷目標110,000俵に取り組めます。
- ②主食用米を適正在庫水準にする為、非主食用米推進の継続に取り組めます。
- ③生産者の所得向上に繋がる販売活動に取り組めます。
- ④千葉県及び成田市農業再生協議会が実施する米政策の推進に取り組めます。
- ⑤米トレーサビリティ法に基づく体制の充実に取り組めます。

2. 園 芸

基本方針

畑作では、担い手・後継者不足、また安定しない天候等により、生産量が減少し販売競争力が低下傾向にあり市場を中心とした販売は厳しい状況です。そのような中、園芸センターの機能をフル活用し、甘藷を中心とした基幹品目のコンテナ搬入の拡大、ドローンによる農薬散布等、労力軽減・経費削減対策に取り組むとともに、有利販売が見込める新規品目への作付提案、地場産品の高付加価値生産と系統外販路拡大による生産者の所得向上に取り組めます。

重点実施事項

- ①生産者の所得向上と労力軽減対策に取り組めます。
- ②販売方法の多角化（系統外販売）に取り組めます。
- ③新たな品目・品種導入に向けた試作支援に取り組めます。
- ④直売所（宝田・酒々井）間の連携による販売強化、PRに取り組めます。
- ⑤各関係機関と連携し、成田栗作付面積拡大、品質向上対策に取り組めます。
- ⑥GAP（農業生産工程管理体制）に基づく品質管理の徹底と生産履歴簿の精度向上に取り組めます。

3. 加工販売

基本方針

青果物は地元で調達できるよう園芸課と連携し、生産者の労力軽減と出荷経費削減による所得向上を目指し、新鮮で安全・安心な商品を消費者の方々に提供して参ります。また、JA成田市ブランド品「甘芋ん」・「甘芋ん+」の製造と販売の拡大に取り組みます。

重点実施事項

【加工販売】

職員が一丸となり、HACCP*（ハサップ）システムの更なる体制整備と衛生管理を徹底し、安全・安心な商品の提供に取り組みます。

【特 需】

- ①JA成田市ブランド品「甘芋ん」・「甘芋ん+」・「鉄砲漬」の販売拡大に取り組みます。
- ②安全運転を心掛け、正確かつ確実な配送に取り組みます。
- ③配送効率や収益性を踏まえた営業展開に取り組みます。

【加 工 場】

- ①地場産農産物を最大限に活用し、鮮度と地場利用率向上に取り組みます。
- ②干し芋「甘芋ん」・「甘芋ん+」の製造拡大と安定供給に取り組みます。
- ③効率性を考えた作業と技術の向上に取り組みます。
- ④学校給食を中心に地場の加工品の供給拡大に取り組みます。
- ⑤安全衛生委員会が中心となり衛生管理の徹底と事故防止に取り組みます。

【精 米 場】

- ①取扱量の拡大、品質・歩留率の向上に取り組みます。
- ②異物混入と事故防止に取り組みます。

販売品取扱高

(単位：千円)

品 目	本 年 度 計 画	
	数 量	取 扱 高
米	110,000俵	930,000
麦 ・ 雑 穀	—	3,100
青 果 物	—	577,875
産 直	—	83,100
加 工 販 売	—	335,860
合 計	—	1,929,935

※ HACCP：Hazard（危害）、Analysis（分析）、Critical（重要）、Control（管理）、Point（点）の略。食品中の危害要因に対して健康を損なわない程度にまで確実に減少・除去するためにHA（危害要因分析）に基づき、特に重要な製造・加工工程を管理すること。

購 買 事 業

1. 一般購買

基本方針

生産資材等の値上げが続く中、組合員・地域利用者のニーズを把握し、「JAの機能、役割が評価され、利用されていく為にはどうすべきか」を基本とし、事業活動に取り組みます。

組合員・利用者個々の声を大切にし、頼られる地域密着型の事業展開に取り組みます。

重点実施事項

(1) 生産購買

- ①地域農業の担い手に対応するために営農指導課・園芸課（TAC）と連携し、出向く体制を強化します。
- ②生産資材の銘柄集約、早期仕入により、安価な供給価格の実現に取り組みます。
- ③在庫の適正化を進め、コスト軽減に取り組みます。

(2) 生活購買

- ①組合員及び地域利用者のニーズにあった取扱品目の拡大に取り組みます。
- ②環境や自然エネルギーを活用した商品の紹介と普及に取り組みます。

2. 農業機械事業所

基本方針

農業従事者が高齢化し、農作業死亡事故件数は減少の兆しが見えない状況です。安全講習会を展示会等で開催し、農作業安全に取り組みます。

組合員の所得向上のため、生産技術に関する最新の農業機械や関連資材の提案をするとともに、土づくりから収穫、調整まで、組合員のニーズに対応した農業機械の提案を行ない、農作業の効率化・労力軽減に取り組みます。また、修理技術の向上を図り敏速な対応に取り組みます。

重点実施事項

(1) 農業機械

- ①成田市農協MC安全指導連絡協議会・全農・成田市農業センターと連携し、農機の安全使用研修会等を開催し、事故防止に取り組みます。
- ②低価格モデル農機の提案を行い、組合員の所得向上に取り組みます。
- ③中小農機・インプラタチの使用時期前に展示・実演会を行い、組合員の労力軽減・農作業の効率化に取り組みます。
- ④組合員利用者の、顧客満足度向上に取り組みます。
- ⑤農業機械事業に必要な、資格取得に全職員で取り組みます。

(2) 修理・整備

- ①移植機・収穫機・調整機の使用前整備、トラクターの無償点検を行い、繁忙期中の修理軽減に取り組みます。
- ②訪問活動を行い、敏速な修理活動に取り組みます。
- ③研修会・講習会に積極的に参加し、技術力の向上に取り組みます。

3. 燃料事業所

基本方針

石油製品の価格高騰という厳しい環境の中、燃料販売を中心に利用者の暮らしと営農のお役立ちになるように職員一同努めてまいります。LPG事業については、保安点検を中心に、安全なガス器具の推進や、新規利用者の獲得、使用量の拡大に取り組んでまいります。

石油事業・ガス事業について、法令遵守を念頭に安定供給・安全確保により組合員・利用者に信頼される事業所づくりに努めてまいります。

重点実施事項

- ①正組合員・准組合員の利用率向上推進に取り組めます。
- ②研修によるスタッフの資質向上に取り組めます。
- ③燃料油・油外商品の取扱拡大のキャンペーンを実施します。
- ④農業用・暖房用の燃料油取扱拡大及び、配送の効率化に取り組めます。
- ⑤LPガス契約者への保全対策及び新規・切替推進に取り組めます。
- ⑥法令遵守を第一に消費・供給設備改善の完全実施に取り組めます。
- ⑦給湯器等・ガス器具の更新、新規需要への積極的な普及促進に取り組めます。
- ⑧事故防止対策（保安点検・埋設管漏洩検知機・CO中毒等）に取り組めます。

購買品供給高

(単位：千円)

分類	項目	前年度供給高	本年度計画		供給高 前年対比%
			供給高	手数料	
一般 購 買	飼料	5,894	5,699	684	96.7
	肥料	228,036	176,736	28,278	77.5
	農薬	161,050	180,859	28,033	112.3
	生産資材	97,842	104,970	12,281	107.3
	食品	16,717	17,881	3,522	107.0
	家財	24,118	33,730	3,373	139.9
	米	1,154	1,192	298	103.3
	その他	44,973	47,781	5,256	106.2
	計	579,788	568,848	81,725	98.1
農業機械事業所		266,244	309,000	56,555	116.1
燃料事業所		511,942	564,020	96,535	110.1
合計		1,357,974	1,441,868	234,815	106.2

前年度末、本年度計画の供給高・手数料は総額で記載しており、総合収支計画における金額とは一致しません。

資産管理事業

基本方針

組合員の皆様の大切な資産を守るため、土地活用等の情報提供や相談業務に取り組みます。また戸建住宅やリフォーム等の推進を積極的に行い、組合員の生活の質的向上に取り組みます。

重点実施事項

- ①土地有効活用・戸建住宅相談（全農施主代行方式等）を実施します。
- ②リフォーム事業の拡大に取り組みます。
- ③不動産売買の仲介業務に取り組みます。
- ④賃貸管理業務の充実に取り組みます。

事業目標

資産管理事業収入 63,113千円

福祉事業

基本方針

介護を必要とする組合員および地域住民の高齢者の皆様に対して、元気と安心をお届けできる支援を継続的に提供できるようサービスの質的向上を図り、更にJA内部や他の関係事業所、医療機関、地域包括支援センター・行政との関係づくりに取り組みます。

重点実施事項

- ①組合員及び地域の方々へ、JA介護事業の周知を更に強化に取り組みます。
- ②行政をはじめ他事業所との関係づくりに取り組みます。
- ③各種研修への参加を継続し、職員の知識・介護面の対応力の向上を図り意欲向上に取り組みます。
- ④通所・居宅介護支援事業所において上位の各種加算取得をさらに進め、体制づくりに取り組みます。

事業目標

福祉事業収入 92,136千円

信用事業

基本方針

揺るぎない経営基盤を確立のうえ、組合員・利用者に対し「サービスの提供を変える」「接し方を変える」「収益の柱を変える」ことを継続し、更なる環境変化への対応としてJAの強みである「総合事業」を最大限に活かした価値の提供をします。

また、持続可能な収益構造を構築することで、組合員と地域から一層必要とされる存在を目指し「農業」と「地域の暮らし」へ貢献し、その発展の実現に取り組みます。

重点実施事項

- ① 農業者との関係性をより強固なものとするため、経営に入り込んだニーズの把握、金融・非金融における問題解決方法の提供により、農業・地域の成長を支援します。
- ② 金融仲介機能を通じた農業・地域における存在感を発揮し、貸出を強化します。
- ③ 利用者のニーズ・ライフプランを踏まえた提案・コンサルティング営業を実践します。
- ④ 人員配置・業務分担の見直しにより相談業務を強化し、組合員・利用者との接点を再構築します。
- ⑤ 専門人材育成のため、「JAバンク千葉金融マスター制度^{※1}」の資格認定者を増員し、ライフプランサポートを強化します。

令和6年度目標

貯 金 : 921 億円

貸出金 : 259 億円

資格取得状況

資格名称		取得人数	資格名称		取得人数
JAバンク千葉 金融マスター制度 ^{※1}	マスター	27名	証券外務員	1種	35名
	ベーシック	19名		2種	70名
ファイナンシャルプラ ンニング技能士 ^{※2}	1級	1名		内部管理責任者	56名
	2級	34名	個人情報取扱主任者	47名	
	3級	68名	宅地建物取引士	7名	

※1 JAバンク千葉金融マスター制度

JAバンク千葉では金融業務のプロとして、「組合員・利用者接点の再構築」、「ライフプランサポートの実践」、「貸出の強化」に取り組む専門人材の育成が不可欠であることから、本要領を設置し「他業態と差別化した価値を提供しつつ、持続可能な収益構造を構築することで、農業・地域から一層必要とされる存在」となることを目指し、専門人材の育成強化を図るもの。

※2 ファイナンシャルプランニング技能士（FP技能士）

国家資格である技能検定制度の1つ。顧客の資産に応じた貯蓄・投資等のプランの立案・相談（ファイナンシャルプランニング）技能を認定する資格。（一社）金融財政事情研究会およびNPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会が指定試験機関として試験（学科及び実技）を行っている。

共 済 事 業

基本方針

組合員・利用者に「寄り添い」、包括的な安心を「届け」、農業・地域社会とより広く・より深く「繋がっていく」ことで、『組合員・利用者一人ひとりに寄り添った安心と満足の提供』ならびに『持続可能なJA経営基盤の確立・強化』の実現を目指し取り組みます。

そのためには、組合員・利用者をはじめとする契約者一人ひとりとの接点を確保することが重要であり、3Q*活動を基軸とした万全の保障・サービスの提供を通じて、利用者満足度の向上に取り組んでいくことが求められます。

令和6年度は、今次3か年計画の最終年度として、対面と非対面が融合した効果的な3Q*活動と、「ひと保障の推進力強化」に取り組み、組合員・利用者への「ひと・いえ・くるま・農業」のバランスの取れた総合保障を提供していきます。

重点実施事項

- ①Lablet's*を活用した3Q*訪問による加入内容説明の強化に取り組みます。
- ②「ひと・いえ・くるま・農業」の保障点検活動の強化に取り組みます。
- ③事業基盤の拡充に向けた次世代・次々世代層との接点強化に取り組みます。
- ④スマイルサポーターの育成と体制強化に取り組みます。
- ⑤共済契約事務保全活動強化に取り組みます。
- ⑥共栄火災商品の販売強化に取り組みます。
- ⑦自動車損害調査サービス活動の強化に取り組みます。
- ⑧コンプライアンス態勢の徹底に取り組みます。

事業目標

1. 新契約目標

長期共済	220億2,000万円
年金共済	1億3,000万円
自動車共済	5,600台
自賠償共済	1,870台

2. 保有契約高目標

長期共済	2,777億8,810万円
年金共済	23億9,031万円

3. 保有純増目標

長期共済	15億円
年金共済	5,000万円

※3Q：Q1.皆さまにおかわりがないかのご確認、Q2.ご契約いただいている保障内容のご確認、Q3. ご家族の皆さまの保障内容のご確認の略を言います。

※Lablet's：共済専用タブレット端末を言います。

JA成田市自己改革工程表

JA成田市は、平成28年より組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年に実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員からは、一定の評価と自己改革への一層の期待を、また多くの准組合員からは、総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただくことができました。

肥料価格水準の引き下げのため、集約銘柄肥料の推進や、水稻農薬の大型規格化による経費節減に取り組んだほか、特産品の直売所や量販店による販売強化、販路拡大などの取り組みをすすめてきました。

また、肥料等高騰化対策として、令和4年対象者365名に対して1,239,214円、令和5年対象者735名に対して7,972,873円のJA成田市独自の助成を実施しました。

今後とも、JA成田市は、地域になくってはならないJAであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

自己改革を実践するための具体的な方針【下線項目はKPI設定】

- 1 訪問活動などを通じた「担い手との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる担い手目線での必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「所得増大」を実現するほか、「地域の活性化」にも取り組みます。
 - ・必要とする全ての農業者を対象として、次のことに取り組みます。
 - ア. コンテナ出荷の拡大
 - イ. 段ボール・運賃等のコスト削減
 - ウ. 市場出荷出来ない製品の買取と6次産業化
 - エ. 有利販売に向けた作付け提案（飼料用米等）
 - ・「地域の活性化」に向けては、次のことに取り組みます。
 - ア. 新規組合員加入キャンペーンによる農業振興の応援団の拡大、各種イベント開催
 - イ. 高齢者支援事業
- 3 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話や地区別説明会のみならず、地域に根ざしたJAを目指して各事業を利用いただいている准組合員の方々からいろいろな声を聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現します。そして、組合員の評価を踏まえながら必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」に取り組みます。

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の人口は横ばい状態で推移し、少子高齢化も進展しており、直近（令和2年）の取りまとめによると、農業経営体は5年前（平成27年）に比べ21.3%減少しています。内訳として、個人経営体は21.9%減少したが、団体経営体は11.2%増加しています。そして、JA成田市の販売品販売高は、11億円前後で推移している状況です。

こうした情勢のなか、JA成田市として現状のまま事業改革を進めなかった場合の今後5年間の成行きについてシミュレーションを行ったところ、事業利益が赤字に転じる見通しとなりました。

赤字の大きな要因は、加工販売事業における主要取引先の事業縮小によるものです。

それぞれの事業において自己改革を実践し、事業伸長や効率的な施設運営を通じた費用削減により黒字化させ、健全で持続性のある経営を維持することが緊急の課題となっています。

J A 成田市自己改革工程表（数値編）

重点目標

成果指標・目標値（KPI）

農業者の所得増大・農業生産の拡大

コンテナ出荷の拡大による労働力削減			令和4年度		令和5年度		令和6年度
対象者：甘藷出荷生産者	理想	労働力削減効果	目標	実績	目標	実績	目標
令和6年度	200 t	40,000円/t	100t	105t	200t	145t	200t
フレコン出荷の拡大による労働力削減			令和4年度		令和5年度		令和6年度
対象者：米生産者	理想	労働力削減効果	目標	実績	目標	実績	目標
令和6年度	4,400 t	2,000円/t	4,200t	4,480t	4,300t	4,638t	4,400t
地域の活性化			令和4年度		令和5年度		令和6年度
農業振興の応援団の拡大			目標	実績	目標	実績	目標
令和6年度	180人		160人	128人	170人	230人	180人

（食べて応援、作って応援、働いて応援の実施人数）

経営基盤の確立・強化

		令和4年度		令和5年度		令和6年度
渉外活動の強化		目標	実績	目標	実績	目標
令和6年度	TACの業務戦略	生産資材4.5億円 集荷数量106,000俵	4.2億円 106,725俵	生産資材4.5億円 集荷数量107,000俵	5.0億円 109,145俵	生産資材4.5億円 集荷数量110,000俵
	MAの業務戦略	融資8億円	4.0億円	融資10億円	7.3億円	融資10億円
	LAの業務戦略	長期207.9億円 年金1.4億円	191.1億円 1.9億円	長期204.0億円 年金1.5億円	194.3億円 1.29億円	長期204.0億円 年金1.5億円
総合窓口人材化(信用・共済)による利便性向上と効率性向上		目標	実績	目標	実績	目標
令和6年度	5支所店舗効率化	事業管理費 155,759万円	事業管理費 151,711万円	事業管理費 155,721万円	事業管理費 148,858万円	事業管理費 151,929万円

対話・意思反映

項目	令和5年度計画	令和5年度実績	令和6年度計画
地区別説明会（出席人数）	600人	640人	640人
みのり（月刊誌） 手配り（情報収集人数）	60,720軒、250人	31,788軒、54人	全て郵送
総代会（出席人数）	400人	414人（うち書面議決217人）	400人
支部活動	140人	121人	125人
産直・各種利用者アンケート	200人	1,222人	1,250人
青壮年部・女性部対話集会	30人	27人	30人

総合財務計画

(単位：千円・%)

科目	項目	前年度末 実績	本年度末 計画	前年度 対比	科目	項目	前年度末 実績	本年度末 計画	前年度 対比
金融 事業	現金	498,351	540,900	108.5	金融 事業	貯金	90,525,480	92,186,994	101.8
	預金	54,189,360	52,266,268	96.4		借入金	-	-	-
	有価証券	10,202,330	12,400,000	121.5		信用雑負債	614,444	523,424	85.1
	貸出金	24,889,451	25,959,151	104.2		共済事業負債	349,686	378,050	108.1
	その他 信用事業資産	315,546	322,507	102.2		金融負債計	91,489,611	93,088,468	101.7
	共済事業資産	9,254	2,868	30.9		経済未払金	171,602	150,900	87.9
	金融資産計	90,104,293	91,491,694	101.5		経済 受託債務	114	300	263.1
経済 事業	経済未収金	132,094	163,400	123.6	その他負債	19,647	18,842	95.9	
	受託債権	496	-	-	経済負債計	191,364	170,042	88.8	
	棚卸資産	758,441	680,952	89.7	設備借入金	102,300	68,200	66.6	
	その他 経済資産	19,312	21,007	108.7	雑負債	410,107	221,835	54.0	
	経済資産計	910,345	865,359	95.0	諸引当金他	51,649	43,286	83.8	
	雑資産	157,762	123,111	78.0	繰延税金負債	-	-	-	
	固定資産	4,526,517	4,620,087	102.0	土地再評価に係る 繰延税金負債	135,696	135,697	100.0	
減価償却 累計額	△2,604,404	△2,656,537	102.0	負債合計	92,380,728	93,727,528	101.4		
固定資産計	1,922,113	1,963,550	102.1	純 資産	出資金	1,001,182	1,000,864	99.9	
外部出資	4,634,211	4,634,211	100.0	利益剰余金	4,703,695	4,719,040	100.3		
繰延税金資産	143,856	143,857	100.0	処分未済持分	△10,768	△12,000	111.4		
土地再評価に係る 繰延税金資産	-	-	-	その他有価証券 評価差額金	△478,792	△490,186	102.3		
資産合計	97,872,582	99,221,782	101.3	土地再評価 差額金	276,536	276,536	100.0		
				純資産合計	5,491,853	5,494,254	100.0		
				負債・純資産合計	97,872,582	99,221,782	101.3		

総合収支計画

(単位：千円・%)

科目	項目	前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%
信用事業収益	資金運用収益	623,733	677,609	108.6
	(うち預金利息)	(273,831)	(321,640)	(117.4)
	(うち有価証券利息)	(86,514)	(92,590)	(107.0)
	(うち貸出金利息)	(259,225)	(263,379)	(101.6)
	(うちその他受入利息)	(4,163)	-	-
	役員取引等収益	23,142	21,987	95.0
	その他事業直接収益	61	-	-
	その経常収益	19,638	6,493	33.0
	小計	666,576	706,089	105.9
	信用事業費用	資金調達費用	6,682	16,974
(うち貯金利息)		(3,347)	(12,988)	(388.0)
(うち給付補填備金繰入)		(22)	(35)	(159.0)
(うちその他支払利息)		(3,311)	(3,951)	(119.3)
役員取引等費用		6,498	6,010	92.4
その他事業直接費用		-	-	-
その他経常費用		60,419	66,306	109.7
小計		73,599	89,290	121.3
信用事業総利益		592,976	616,799	104.0
共済事業収益		共済付加収入	420,516	404,145
	共済貸付利息	-	-	-
	その他の収益	33,428	25,000	74.7
	小計	453,944	429,145	94.5
共済事業費用	共済借入金利息	-	-	-
	共済推進費	16,388	14,000	85.4
	共済保全費	1,465	2,150	146.7
	その他の費用	4,044	4,300	106.3
	小計	21,898	20,450	93.3
	共済事業総利益	432,045	408,695	94.5
購買事業収益	購買品供給高	1,063,658	1,112,191	104.5
	購買手数料	58,449	68,832	117.7
	その他の収益	50,860	52,885	103.9
	小計	1,172,968	1,233,908	105.1
購買事業費用	購買品供給原価	913,214	951,257	104.1
	その他の費用	36,575	36,124	98.7
	小計	949,789	987,381	103.9
購買事業総利益	223,178	246,527	110.4	
販売事業収益	販売品販売高	1,172,587	1,239,868	105.7
	販売手数料	15,224	15,286	100.4
	検査手数料	5,305	5,200	98.0
	その他の収益	62,152	52,259	84.0
	小計	1,255,270	1,312,613	104.5

科目	項目	前年度実績 (A)	本年度末計画 (B)	本年度末計画 対前年度実績 (B/A)%
販売事業費用	販売品販売原価	934,760	1,042,123	111.4
	その他の費用	116,570	96,587	82.8
	小計	1,051,330	1,138,710	108.3
販売事業総利益	203,939	173,903	85.2	
保管事業収益	4,987	6,100	122.3	
保管事業費用	4,284	4,628	108.0	
保管事業総利益	702	1,472	209.6	
宅地等供給事業収益	29,034	63,113	217.3	
宅地等供給事業費用	6,112	3,593	58.7	
宅地等供給事業総利益	22,921	59,520	259.6	
福祉事業収益	84,573	92,136	108.9	
福祉事業費用	25,055	25,830	103.0	
福祉事業総利益	59,517	66,306	111.4	
その他事業収益	15,819	20,100	127.0	
その他事業費用	2,120	2,650	125.0	
その他事業総利益	13,699	17,450	127.3	
指導事業収入	2,088	2,330	111.5	
指導事業支出	25,168	29,264	116.2	
指導事業収支差額	△ 23,079	△ 26,934	116.7	
事業総利益	1,525,902	1,563,738	102.4	
事業管理費	人件費	1,043,323	1,052,514	100.8
	業務費	136,336	140,756	103.2
	諸税負担金	59,997	60,825	101.3
	施設費	248,907	259,956	104.4
	雑費	24	5,243	21,845.8
	計	1,488,588	1,519,294	102.0
事業利益	37,314	44,444	119.1	
事業外	収益	77,548	22,821	29.4
	費用	8,274	865	10.4
	計	69,273	21,956	31.6
経常利益	106,587	66,400	62.2	
特別	利益	436,515	-	-
	損失	89,174	80	0.0
	計	347,341	△ 80	0.0
税引前当期利益	453,929	66,320	14.6	
法人税・住民税及び事業税	132,822	20,320	15.2	
法人税等還付税額	-	-	-	
法人税等調整額	△13,065	-	-	
当期剰余金	334,172	46,000	13.7	

「JAバンク基本方針」の変更について

定款第42条第2号の定めにより、信用事業再編強化法第4条の規定に基づき農林中央金庫が定める「JAバンク基本方針」の内容（概要）を以下のとおり報告いたします。

1. 「JAバンク基本方針」について

- (1) 組合員・利用者の皆様に便利・安心なJAバンクをご利用いただくため、「JAバンク基本方針」（以下「基本方針」という）では、高度な金融サービスを提供するための一体的事業運営の取組みとJAバンクの健全性を確保するための破綻未然防止の取組み（以下「JAバンクシステム」という）を定めています。
- (2) 一体的事業運営の取組みとして、JAバンクは、全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供を行うこととしています。
- (3) また、破綻未然防止の取組みとして、JA・信連（以下「JA等」という）が農林中央金庫（以下「農林中金」という）に経営管理資料を提出し、財務内容等が一定の基準に抵触した場合には、経営改善を行うこととしています。
- (4) なお、JA等による経営改善に向けた取組みを支援するため、JA等が資金拠出したJAバンク支援基金から、必要に応じ、資本注入等の支援を行うこととしています。
- (5) 基本方針は、金融情勢の変化、JA等の経営状況等を踏まえ、毎年検証を行い、必要に応じて変更を行うこととしています。

2. 2023年3月16日変更の主な内容

2023年3月16日開催の農林中金臨時総代会において、基本方針の変更が承認され、同日より実施されました。JAバンク会員が、厳しさを増す経営環境のなかで、経営の持続性を確保し、健全な金融機関として信頼性を維持していくため、主に以下のとおり変更されました。

(1) 健全性維持に向けた対応

JAバンク会員が、金融機関として必要な内部管理態勢を統一的な水準で確保し、JAバンクシステムの健全性を維持するため、以下a～cについてJAバンク基本方針に定める。

- a 「JAバンク会員の役割等」に、農林中金は「内部管理態勢の構築にかかる指針」を樹立する旨を定める。
- b 「JAバンク会員の責務」に、JA・信連は、「内部管理態勢の構築にかかる指針」に基づき、法令等を遵守のうえ、金融機関として必要な内部管理態勢を全国どこでも統一的な水準で確保する旨を定める。
- c レベル格付指定基準（業務執行体制）に、「JA・信連に関連する業務において役員が金融商品取引法に違反した場合」を追加する。

以上

議 決 権 行 使 書

成田市農業協同組合 御中

私は令和6年3月29日に開催される貴組合第59回通常総代会における各議案につき、下記（賛否表示欄を○印で表示）のとおり議決権を行使します。

令和6年3月 日

議決権行使個数 1個

住 所

氏 名

印

議 案		賛否表示欄	
第1号議案	定款の一部変更について	賛成	反対
第2号議案	定款附属書総代選挙規程の一部変更について	賛成	反対
第3号議案	信用事業規程の一部変更について	賛成	反対
第4号議案	令和5年度事業報告及び剰余金処分案の承認について	賛成	反対
第5号議案	令和6年度事業計画設定について	賛成	反対
第6号議案	令和6年度における理事及び監事の報酬について	賛成	反対
附帯決議	①決議事項で行政庁の認可、承認等申請に際し、法令その他行政庁の指示等により、字句その他事項につき修正加除を要するときは、その処置を理事会に一任する。 ②事業計画の変更について、年度途中において軽微な変更を要するに至ったときは、理事会において変更することを承認する。	賛成	反対

(注) 各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとして取扱います。

※議決権行使書面の記載に当たっての留意事項

議決権行使書面は次により取扱いますので、ご留意のうえ、議決権を行使いただきたくお願いいたします。

- 1 書面による議決権の行使については、当組合の定款第49条の規定により取扱います。
 - 2 書面により議決権を行使する場合は、総代会資料に添付してある「議決権行使書面」用紙に必要事項を記載し、令和6年3月28日午後5時までに当組合各支所宛にご提出ください。
 - 3 賛否のご記入は、黒のボールペンをご使用いただき、はっきりと○印をご記入ください。賛成・反対欄に○印の記号のほか他事を記載したものは該当する各号の議案において無効となる場合があります。なお、署名がある場合は、訂正した上で、フルネームで小さく署名することでも構いません。
 - 4 次の1号から3号に該当する議決権行使書面は「無効」として取扱い、次の4号から8号に該当する議決権行使書面については該当する各号の議案について「無効」として取扱います。
 - ① 所定の用紙を用いないもの
 - ② 署名又は記名押印のないもの
 - ③ 氏名を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ④ 賛否を訂正しているもので、訂正印のないもの
 - ⑤ 賛否を訂正しているもので、訂正印の印影が、記名押印の印影と異なるもの
 - ⑥ 賛否の欄に○印の記号のほか他事を記載したものただし、次の場合は有効とします。
 - (1) 賛成に○印があり、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (2) 賛成に×印があり、反対に○印を記入したもの（反対）
 - (3) 賛成に表示がなく、反対に×印を記入したもの（賛成）
 - (4) 賛成に×印があり、反対に表示のないもの（反対）
 - ⑦ 賛成及び反対の双方に○印の記号を記載したもの
 - ⑧ 賛成又は反対のいずれかに○印の記号を記載したものの確認し難いもの
- 5 議決権行使書面を申し出により再発行したときは、再発行した議決権行使書面を有効として取扱います。
- 6 議決権行使書面は、農協法第16条第8項で準用する会社法第311条に基づき、総代会の日から3箇月間、本所に備置し、正組合員から適法・適正に請求があれば、閲覧・謄写に応じることになっています。

以 上

委任状

成田市農業協同組合 御中

令和6年3月 日

住所

正組合員氏名

印

私は、_____を代理人として定め、令和6年3月29日開催の貴組合第59回通常総代会の下記の議案について議決権を行使することを委任します。

記

第1号議案 定款の一部変更について

第2号議案 定款附属書総代選挙規程の一部変更について

第3号議案 信用事業規程の一部変更について

第4号議案 令和5年度事業報告及び剰余金処分案の承認について

第5号議案 令和6年度事業計画設定について

第6号議案 令和6年度における理事及び監事の報酬について

附帯決議

報告事項

以上